ロ 9
3941
1

こゝにもろこし容頌朝臣祖先の
ことふきしをはしめとして
学館なと廣大にせし坊を
つのもて射御劔鐔のつを
より音樂舞伎に至るまて

早稲田大學圖書
早稲田大學圖書館 昭31.1.12 藏書
門 9 號 3941 巻 1

ことをさへしめなかりせ
訓蒙の萬世につたへ撰む
と毎日ても以て薫陶教化せ
まし事は猶かしこき此
はしめの神德つくしらの

まつ代の教化にさら
けれはしも藩鎮の往昔
婦はふる世いまのうへ
抑おもふ詩家のこゝろ
世子家經朝臣よりひとつのせ

巻をとらしまはくさい容顔
朝臣乃敷島のみちに津ら
すゑしまり家隆朝臣も共に
敬敷せんことをひとしされは
この書によそのくはしきまま加へ

て古数首乃道をもさとれは
ひとはしきすらてしめそこう
まふいそのてそ撰よみぬ里
侍らんされとふき好むれ
のちまれおそのまゝ傳ふるに

かの訓蒙乃幕まて全編
朱系の小学はちまきり
うきよの園乃あか善
りちをまあいせ源氏らら
いともままやいのたまひな

緒くかみ十戯まるも料理
おもとめいちん小子もとより
不文の質一とせとし月やまふ
可潔てふそる事した
うとくし何まへなとて其

命をまゐし侍らんとひとすゝむ
辞もとも歌留しまりはい
やもてをはしてありぬ修ま
それ義事をらまとの事て
代ゝのしこよきぬ侍して桜
も露ぬるにいきつくこの
まきのちしよし頼し
まち難みにおもの里
享和二年季春

源定信識

日新館童子訓上

夫人ハ三ツの大恩ありて生を遂るなり父母なけれバ
生じ来ることなく養師なけれバ教ハ父母よりあり
これハ生ぜし後よりあらざれバ長ぜし師に随ひ
生れて知る事ハ父母の恩なれバなり是を天地のご
とく父母を思ふハ何ぞ我あらん胎育の恩ひ
兒より数月の間千辛万苦を嘗尽させ生長して
母たる者ハそれぞれにかく子を恵みてける禍なり
また兒子を思ふ母の身にかゝり其後ハ

しくみをあつむるハ父ハ養子も安穏にいのちを衣
服薬乃心ぐるしいたはりあはれミ食をも口須
とら箸のとりやうをしへ起居作法を教へ
我らしみ師に就て学ひ丸学ひ藝をならハせ
才徳人にすくれん事を願ひ年頃のこゝろなれまん
まあ我身としめて案じたくちら先祖に恥しめ
さは申や辛苦愛育せしくそや抑天の恩まて
其土地よりむまれたる穀と合して国となるもの皆
天地治なる戴くや天なる分れは強き弱きを犯し智愚

愚なるものハ欺き政教刑罰をおそれなき時にして自足なく
擇ありし大龍乃如しいかんや天地禄位を営み守
先祖より我孫子に至るまで天のつゞきあるに
ひとしきハいかに起居饗服にわたしめそれし乃
悪あして先徳光慶皆天地の徳なる親なるにれる
與ガなくて我身ハ父母の恵らし諸命れて
こゝに大恩ある事を思ひ推し報ゆ忠孝礼義の道
知らぬハ面ありて人にて心ある禽獣にひとし
師の教を授て聖人乃道をまなバれ此身を修れ

合戦などやむ事を得ざれば是又大事にあらずや射御書数
刀検をはじめ人のわざに益ある事としてそれ／＼の
師に学び芸をならひ事も出来自己のたしなみ
みてなければ此恩又おもし良友に交りて己が
過をいさめ善をすゝめ不善をいましめ陥るを救ひ仁を輔
ふは十年の長又大なる恩也此報ずる事をおろそかに
すべからず父母に孝なく兄に悌なく君に忠
なく師に敬なく友に信なきものは縦令万巻の
書をよみしるとも多能多芸なりとも何の用かあらむ。

おさなき人をあはれむにより驕慢の心日に増長しやすく
能を習はさるゆへ遊惰にて日を消しそのはて
放逸にして逸楽を好むのみにて終に天の咎を
受一生の災害を得て家をかたふけ身をほろぼすに
至る是ぞ禍とは云なるべし言葉をもて嘆かし
こと也幼年天性のごとく習慣自然となれば
云なれは幼子にも日用の行事をならはしめ又父
師をうやまひ朋友に交はり心持よくなるべき事を
たに着しめ童蒙の小補となさむのみ

天忍穂耳尊ハ天照大神の皇太子にておはしけれ
大神御ゆづりをうけさせたまひて後位をさづくるにゆかり日向国
たかちほの槵峯のたけにあまくだりて都して天下を治しめし
給へんとく神璽寳劔鏡をさづけ奉りて今の世まで伝はる
傳へ給ひて皇孫瓊々杵尊に授け給ひてより旧都大和国
畝傍高市の大宮にうつらせたまひて大神に事まつらせたまひめでた
孝行を尽させたまひければ孝ハ百行の本にして人生の
ちからめぐみ天性にしてしかも至孝敦厚の道をもつて教と
しなられて後世はかりしかして萬世のためにて教をされし時
させ給ひし御代いやしあがめ奉りて法にしかはして世をさぐる時
治まりてをのづからひろまる事なりけりといへども
宮都孝行の道にて徳をもつてたゞしくなるべき人のこゝろ
ちかひまこれるまでなくしてまた孝行なるべき事なりけり
枚田豊後ハ越前の大臣教をもつて暴逆なる人を廣せ罰れけり
其の列にて流され世の常に新する罪に比して
是乃るを政の勢となづくせ候と國にかしこく
鷹狩にさらしめ常城の役をもてなし給ひて今の世に

もののふの備ハ治まれる世にもわすれずして有べき事にあらずして
師せまる事あらば主の御為に命をすてゝ身をかへりみぬやうになるべき
よく平生の其家を思ひきしよくあらましハ武士の道なり
為にも故に此事申しつれて其役一人東宅であらしつ
弱くとして居たりしハ儀とゝの人の兼ねて其役ハ何と
思ひ立て申しつハ一ち時其役に乏しき給事ゆるし致すに
し妻子をもえ存たまはしいのちをもいとはれ八当時御鷹狩
給ひておそれ多ものとよく八出場せしまゝにて其身討て立
ならん事を辞しとく妻子なきにも眼もしくして立
まるとて取り一人にて立て身なりとかくも忘れず八
其の一の時にいひやいひなきかれをかしらへ見たりしして
都の事にて思ひ事をして思ひ出て御事に付へ出しにて
この八儀大きに宿を頼して身をもかへりみ何ぞとつや
いたしりの出力おそく有しの其役そた立ともひかハ其役
一人をそろへとなりつけまいハ出鷹狩て給ひまつりせく
ちをそれ近思ひて役の勢ともふそかし其役なくそれて
されハあらすつてそれ事なり中如くく独りし立役へ

なげきて法則へ至りむなしくなりし人々居て此運の
ささらへさせんとなきとみえなきんよしハ只て法身ハ恩わく
責て此患群れなずれ志のさるしとなしなきんと云て
我をのへて平伏し夫れハ彼ほの辞ゆ汎くて里へ行ハ
今もここ経とよく老と事汲て向くれ為なる思ひのよすハ
されらわれ迄とて折しもあるへ事ありや今日ならハ我の
かの此様々んなれし小遠慮もあるへきに事あ
つけしてき汲見ぬ係なふて此事色をかけんしてそれつく
殊ありあるへきしと日来よりき扉とるて存しれにきと集し
名とけ世ひれ此身持てあひても一きにせよりに待るよりひ
夫れハ名惑しあひ今の由縁て如何にしも風にて
こちまあて向ひそこへて言ひて恵へき事なき一つあり此身ハ女の
身なれとも本姫の妻なわし今かく大勢の不行
囲繞をうけ一つとして見惑てあるされハ多しされハ
ほれたし害の後と共よりは只殊多の恩の高恩のからし事此何もし
まかして如何にもと無極なれハあらへられとし女は生
て身のしまで法事言葉の東まで露とまか

あはれ黄泉の下よりも深く怨わたらへし少し云ハ
見命なき待令れて我いたく見り捨て人々まじへかすハ門を
たてき百ある中より小少孫まいへしともいひしの八せてにてくそ
少し思ひて分ちにしてとまくて度亦へ石て一きまの量ハひ
しこともハ以て寝られなからむ私夜なれとも似ぬ
法もみわかあやよわたる事ハとなくいふて及ばれたきの
志盛りし思て情多くせわとて身法ゟ猿の肉を啜ハしし
この八字波も聞きれよしかねてすみく笑られ渡てむ生れて
旅物しててくに至る今まれとそし
会津耶麻郡上高額村武太盛の八しき村の長なかにきき三河
国のふれにしてき東條某よわ出といひ侍ふ武太盛つ初より
学文好み蘇樹子の風をうけ文皇朝の義をきさきよく
中庸義紀を卿やし其事の其義起そのみくやかいしう
して多たしわれ事のこゝ多かりけれハ武太盛資財を
わのれて救済をなすことも大かたなきれ一き卿をたゞ河てし
法のしよるの志識よか出でく他人の及ばざる事のことの
名利文学ともにのあるにいてとぞ耕作比勤めを慎られきて村民を

諫撥(いさめ)せしかハ村長これを用ひず。かへつて恥辱せられし事ありしを聞て、其身の
しかりく貧しく衣食足らされ事有とも以て志を勤め
されハ同志の友かしらけれ共、たゝ義を講求する楽ミに義部(よしのり)
一とせ学問の病にかゝりて(?)かへりなかりしか、武太郎門
弟夕飼を与へ礼を務めんことを思ひけるに(?)ひきつれし(?)かども
日々そのかくたのミもなくなりけり。武太郎義部の
志軽からて必定庸(ようようくん)なりける事をむかれけれハ、小忠
むそのたゝ一紙の誓文を作て病の所へつれたりしく(?)師ハ
かハらんとして神懇に申すべくて義部さゝやかに(?)ぞ病
日々の弾くに金しられハ人々も義部も死なんとおもふく
一生涯心にかけし事なれハ、三坂(?)へ行て三やせてあがり(?)けり
弥々武太郎これを聞て、いやの憐る愚なりしのん(?)法例あれ
ともこうちに帰して、それより後くれくて行年四十七歳
なりける。其子の名ハ義部同志の友かしらけれハ莫(ばく)
すれ共、挽回(?)ハ向ず。武太郎ハ平生(よくよく)孫(?)を望みし君と神書(こうそく?)
の教へハ一きる数参(さんいつ)せん事によく/\義部の家に伝へし義(?)
義部あかれ日彼(かの)武士と同く記せし一ヶ乃文あり。是に記す

かくれ此命をとて師の前にてかたらんと請し誓文の上(?)に、義部
先生(?)がるよりも罪法禁礼して行ハ一の事家においての
激(げき)する事大のうへ、ちから武太郎の遺命も赤(あか)き貞節(ていせつ)を守
る艱難(かんなん)にもたえかたかるく初子を扶助し、それハ義部も此乃
婦ともかくなりかく勤んまいりたりしたゝからて天明四年の秋
二子揃て立はるひ父の職を継て村長(むらおさ)となり、又彼母が貞節を
褒賞して米若干をあたへられぬ

〈凡子となり身を生(うま)れたる者家に在て父母につかへ
ては人心の及ぶ所は己(をのれ)の労苦(ろうく)いとはす力を尽(つく)し
父母の前(まへ)を退(しりぞ)くときハ兄に伴(つき)て此(この)兄(かみ)の弟(てい)をん(?)を
くし、親(した)しく兄弟(きゃうだい)もなく人と交(まじは)りの道にそれ親戚(しんせき)
朋友(ほうゆう)の中に入て長者(ちゃうしゃ)をうやまひ、中々年上の人へハ

扨て平日たしなみ慎む事ハあやまちなきやうに
すへし万の災過も怠りより起ると云
法あれハいつもかくやうに心得てあやまちを本とする
勿れ行ハ口をつゝしむハ信なるべし人を知りて其事を
変するも信なるべし也心易き者ハ四海兄弟人にも交はり
睦じくあるべし仁にあつく人を恵みやうくさせ給ひけ
人仁の心ありて万事につきて善人を友として逐て
其善き事を見ならひ問ふしつとへ悪友を遠ざけ家道を
守りて改むへし古の手本に勤めて其身の修行を学文

武藝を学ぶ材を広め治めて人の道
論語曰弟子入則孝出則弟謹而信汎愛衆而
親仁行有餘力則以學文
立ら花道雪ハ世に聞えたる智勇の良将なりし時
雷火にやられ身体くずれりしてより人ハ法師して
まほしの道を守り大友家を家老に及しね元亀に西の方大友
家やうちに人々に道雪家をと呼て恐れあへて
そのれ武勇たくましく人まさりて士卒をみる事
子のごとくありしかバ平生いひける八士によりて
なきもの者ある其人のあしきをいふハ
あしき大将の恥也我が士ハ十分すぐれ者の事に候へ
かくなる士ハ何れも他の家にて見かけた士たへに
我がもとに来り法の人よりひとにて迷惑させ候て我が士の
手柄なとらんとす時に事ありし

いつの比よりか無くして戦事にあれて次第に末の世になりて今ハ
さまざまの訓ものともせず只いたづらにいとまを待たね
あたれむ心も深くなりて義理を忘れ興起せしめ給はず
たまたま武功ある士あれバたのミなくおもひさせ武功のものを
御用ひなくさされバわれ先にたゞ功をなさんと軍あらん事に人ごとに
そのかさなるく必ず出事の多く討死し命をすてゝそれに忠を
尽さんとなしして道をかへ見ず只すてられぬと身をすてつれ
たゞ道ハなくて功ある年をたる身の数の寺中にあつめてなれ
それを先を見せさせたとていはじ何むをなさんとつとめ
いはむて消約なく武具とりおもして身に入るこそハ心さす
ますます重く軍に出らんと申必ず人々ぞ先へ行しといふ
とてさて弱も武士のやうく見ゆれどもあれバ心にいでゝ
あれ人ごとにかの武道の見しに落たるらの事かハ勝れ
て別ある人このいくさ合せしより武道ハそら道の
罪かて時わすれより中しいさかむかもうちて身をかへ
ようやく心得あやまちたる事の多くハあまたの命をかへ
叶ひ申しても笑ふ道の士ハ猶いふも更にあれぞ身を

軍ハ修く火花をちらしたがひに鎬を出す人々大将とよく是れ
とて鏡なりとわたるれは如して何かとれしの八人く
感じて涙を流しいのち残せてふかくおそれに乗わかく
人の鋭心をとらく人に八幡国乃間に立はよわて不覚の
事なく勇気世にするのわき
陸奥守源義家朝臣ハ父頼義朝臣に従ひ奥征
十二年の役に初めの法度して宗任貞任等軍乃
坂東兵しぬかれて大江匡房卿に兵法を聞くて
定めて人にいはく武者たれとも軍法ををしへし給ふ
こそやむとわざなりける義家朝臣の所行ふにて
人ハ年や兵法の事の人々を田て義家朝臣の
あるを待ちわびし軍にて寛ひて所領わたれハ義家朝臣
宗て頼あれとにたち給ひて江帥の車に乗られ
に人立よりて兵法して修くやうく学びて常に従ひく
その学びに人わざを後寛治中清原武衡兄弟等討んとて
金沢の城を攻られたれど一行の雁のちわて苅田の面に
落むをしけるの様て騒ぐて兵を伏せしておきて

義家朝臣さきに奥州にて先年江帥匡房卿に
兵法を伏して習ひ給ひし事の成たれとこれ軍術を
あるいは撥ねを習ひ給ひて先年は兵を以て三度の
攻たる事の業のしく三百餘騎を打て悪しの八幡
これあひてせしめてのそれより其のちはたいしと
これハ将軍の軍陣て武術の軍役をも江帥
の一言によりての八幡殿のやうの事の心なりとぞ

子ハ父母祖父母に仕ふの道ハ毎朝父母の起給はぬ
前に早く起て身を洗ひ口そゝぎ櫛けづり衣服をも
正しくして懐に紙小刀手拭やうの物父母の用に備へ
たゞ恭しく心を穏にし父母起給ふて後父母の機嫌を
伺ひ顔色を和らげ声をひそめ暑さ寒さの程を問ひ

父母の夜ハその寝所に灯をともし枕ハ別てよく〳〵ちかき
やうに箱に納め置つかハ清く洗ひ座敷を掃除して
用ゐ給ふ左右の事を片付よく心得あるべし父母の用に備へ
父母の衣服を大切にし杖などの類までも敬て
我身をも常に慎み用ひ物をも湯水まてハ心を付て
櫛で髪を結ひ上の事命に従ひ我家の用を勤め
おもに付る飯鍋の具を我物と思ひて
むかし父母食ししを思ひ出し口を慎み
かならず根にしたるを好むを

なし子や孫まで父母にしたしく事の教令をうけ貯ふる時は父母にまゐらする故に家内和らぎて心態父母の心を歓ばしめ父母翁に嗜ある物をも食させ父母食し残して与ふる事あらば取ての事なし父母子や孫とともに食し悦びあへる一同に食事をなし一同に食せざれば父母の箸を取給ふを待て後に食べし織物は父母に先立て食し或は早く起て浴は足ときても子供にすべくかくなし召使女の者にも召使にてつたひさせ給ふ

其病なく手安くはたらきて膳をすゑならば朝夕同くなさしむる故に早く食する事あるは嫁子父母に告て先に食をなし婦の舅姑に仕る事も是に同じ婦は夫の親を家に入からは妻の道と夫の貞烈の道を尽し夫の家は我家として里かたの父母をば次とし夫の父母を実の父母として孝行を盡し舅姑に養ひ仕る事本の国に替るは婦の姑を同じく思ふは

[illegible]

いさゝの無禮なく愛敬なさるべし

内則曰子事父母鷄初鳴咸盥漱櫛縰笄總拂
髦冠緌纓端韠紳搢笏左右佩用婦事舅姑如
事父母適父母舅姑之所下氣怡聲問衣燠寒
疾痛苛癢而敬抑搔之出入則或先或後而敬
扶持之進盥少者奉槃長者奉水請沃盥盥卒
授巾問所欲而敬進之柔色以温之

會津領越後國蒲原郡小川庄永谷村伴右衛門八ち村の長なりけり
よく父母に事てまめやかに起きて父母の寝所をうかゞひしが
月さかはれ八やうやうあしたくに立まゐりもおもむくと思ひけれハ

やゝてまめの人ありけるにいつく嫁を迎へてよりしまゝかくあけて
手水をそへて髪ゆひ帶まてあらためて八度みぬるにめくりめ
夜は枕をならへて添寝していまだねむらざる前に
口すゝぎの後ちにして朝夕の飲食ていねいに調へ
二便にゆくまても心を添へ當たり日八かくたくたくたく
その日あそひて三つかへをはゝりて縁邊をまもれ
門を出る時ハそのたつ事をきゝて歸てハゆくゝの始終を
語りわけまくす私の氣におもくしかりて父に
隣家へ出て迎へにゆく時もそこの門のほとりにたちて
すこし遅くおもひゝの時ハまたのしく歸さしまつる
こゝろ深く謹て内へもいれ申す事をきゝそのまゝ
迎へて来るを悦ひて敬ひ次郎右衛門たゝちに
膝下をさらすて舞ゝする事あれハ傍に席をまうけて
おさめ侍るにも舞人あやしむくとゝくハ里をも
親ありなかくもてなしやあたゝかなる思ひにて心に
我女のこゝろさしふかく人感を得たりとて
正保三年父母に一生月俸給り

こゝに孝行なる賞せられしとき
会津北小路町藤右衛門といふ者父を石井平左衛門といひて元禄の
時武士に召抱へられしか小寛永中か藤家に奉公の
平左衛門妻あと七歳の男子を残し捨て往所しれず此母
かくなくこゝろぼそくて商人藤右衛門といふものに再縁せしが子
某も一しよに父母に事へる孝行に継父も事へる孝行に継父又男子のかて後に忠
なれば育て藤右衛門とも子の忠右衛門日備し
て其子は渡す母を養ひて同じく家督を継がせ又母にも事へて
中に老ての中風をわづらひ立居もならず母の孫意
孝貴集へ寄り夏冬涼しくあたゝかにして二便とりのたよりか
とられ謹しみ小詞をもつけしたてまつり二便とりのたよりか
収むあまりの眠る日も夜もそれ中風の身なりしも夏いてく
風あひせしむ秋冬やくの人なれば火燵をかけ又多く
寒さをふせぎしむ日ごとに食事多く紀式をつくし何心なく
わづかの日当なれば日夜朝夕の食事なる湯よ母も其
食物のこしはいりてもしかれば側に付添ひてよく見まもりてむ
相れより藤右衛門が孝行を感じ居て其主人忠右衛門といふことくなりしを

孝とてしめ此福忠右衛門を庭へ呼寄せねんごろに賞したまひて時に
母も今も不食せしめかれども子は母をとりあつかひよくしてな
し食をすゝめとりかへし父のかくしきあわせ商売をやめてゆれ
みなおかしく母のおくりとある時は菓子肴餅の類を
食せしめしておゐて是がよそへ帰り藤右衛門元来
私欲の心なくいつくしみいつくしみて又孝心なる事聞へ伝へ後
には見物せられ人々多しこれは感ずる事なりし人そうして
手厚くよく精を出しつとめければ其の此ゆくへも接待に
皆わずれは諸人の見る様ある程に待たまく不孝をければき給ひをと
あるまでこれ親てもとめしむ朋友書をよせしとこそ二人の者
のつかねんまで取それてうけたまはりき元禄十五年の冬
若干御ほうびとしてこれを孝行者と賞せられしとなり
白川院の御時とかや京都に去る孝行けなる者の老たる母を養ひて
ありける母は食にかならずいは魚なくてはならぬ孝行人のつかまへ
くまなく魚を買ひかねてとのくいとかなしみて老は不魚食をとりもちに
なりけるに一とせ天下殺生禁断の令にふれ父のかくて母の魚
をとるべきやうなし孝行せんとなくて我も身をたゝれ

母やゝ食は絶て日数ふるまゝにいよ〳〵たのもしからず
なりゆく是へ今は孝信も所せくそのまくらもとにありて
悩まれて魚は求めがたき事を思ひあまりて漸く
魚取る人もしられず三つの川の淵に臨みて夜をまたせる
して魚のたよりをうかゞひ居たるがとりもなくしてちいさき魚
二つをとらへ悦び帰る友人とかや見つけてやがて信をとらへ
院の法師にまいらせ殺生を禁ずる世にいふ大悪の事といふ
や法師の耳に入りて是を挙てあらぬ事と悪しく
孝母をそしりけるに信濃を呼び申しけるは此世に仏の法
法師が申すやうに魚をとりて母にすゝめんとするも
も悪しきかな母をたすけて我一人のかたのみならず
貧なるゆへその食をすゝめん為天下魚を取るにもあらず
母をもて其食を絶て是を悲しみ思ひ絶ずして川を
臨みかくして此魚を取りて罪をおはん事覚悟
よろしく取らせて此魚今はやめつゝいくつも
なし母のために魚を捕てしばしの命をつなぐべし
まうして法師いたく感じ仏の御心にかなひけるとなん

一　院殿にて深く感ぜられ是を召て孝行の志をおぼしめし
多く銀をたまひけるにぞ人々是をほめ感じけるとぞ
中にもあはれなる事はかくの如き事どもなり
会津大沼郡門田庄高田村に孝子あり名を利之助といふ吉十郎
が子なり兄弟とともに父につかへて其身のうへをわすれ
父の心にしたがひて父の気に入るやうにつとむ父なくて
孫を食はせんとて家の事ども皆うちすてゝ勤めけるに
懐にして家に帰りても有りのまゝをしるし彼の家の
そこ〳〵小瀬治を業とせしが父もかのすぢよりなりし
後は心のおもむくまゝに細工所へおもむき孫とともに
お姫ぎみ八十二歳の老人にて眼もかすみて手足も弱く
中にも病の床にふしけるがなかなか重くなりて父の様子の
ものを見とゞけ朝夕の食物も父に食はせてのち食する時に
父の口にあはぬ物あれば食ずして外に求めあるは父の病を
なほして事あれば是を見て医療を尽しさまざまにいたはり
医師のいはく此病は薬力をもつて治し難し此上は食事の
禁物をまもりて養生すればほどなく快気すべしと言て

そのとき父へしかし思ひやられて見ず聞ずして行ひたまふへく
勝手をいとひ妻子にいとむ合め父の心てさけるぬやう病へ
その者ふん役持くしてあることなくやあらん病なるハ醫
てやらつる事を切らぬ命のすゝめいつも行の
おほしなき事心のありかたし行れ事ハ誠て
たくひなき孝子なり元禄四年此冬某其千物の
ことあり字書せられ候ゆ

子や孫ありて其男相應父母長者ある時は變し父母の
常々まもしかる事なく言付たまはれはまことに従ふへし
意をむ察し父母もしまかりたれは保養てあやれやうにいかにも
だらくし或ハ父母のまへあらハ朝ごと役目あくまされ
萬たちたく持たくふきうしめ父母の言付にさわらぬこと

事ばかりかぎらずやいはきへし父か役目
を同じく居たるの人あらハ男子も中居合たる
その遠慮して敬禮をへしまつ幼稚の者を
あらく寝遅く起食事ハ附て定めしむへし洗濯
以て其事習ふへし幼子より父母舅姑及ひ
目上人の前にて立ていぬるもあらそひその
聞ことをせさすれ教ゆへし

凡内外鷄初鳴咸盥漱衣服斂枕簟灑掃室堂及庭布席各従其事孺子蚤寝晏起唯所欲食

無レ時

安永久右衛門ハ肥前国高来郡加津佐村の民也父母共に存生にて老者也
父助右衛門ハいたく老たれハ安次深く哀ミて扶(たすけ)て
耕作の業ハ我ひとりしけるに父ある時安次か田に行ていたく
くるしけなる体を見て我ハ少し力をそへんとてたちまちおり
をとられしかハ安次やかてやめて其所にて父をいたハり
侍らんとて帰るに耕作の具ハ安次其の持ものを父ハ手
たてよらせ給ふて其の田に至り千代のかたちを見て耕作の具をたて
国て作り了りしかハ父母の顔の喜ひて侍らるものハ
さりかたくよろこひ侍る事ありけり此事郡中にかくれなく名高く国主
もきこしめして御褒美給ひ事ありしか此父母ハ
なかとの事ハ問ハせ給ふ事有けるにさらに其思ふ所ハ何事もなく
なく安次か心のまゝにて侍ると申ける此日まて父母ハよろこひ
おいゝ抱かれし父母ハ又此に有しか其の後は末に至り子孫
さかへたりと人々いひ伝へて侍る事共なり門守
其郷人ハ此事を見て父母に孝行せよといましめける

或人の曰く事ありしか老いたる父母の前にて安次か
人をも恨むる事なく父母に仕へし也
あれはあなかちにその田の事を父母にかけて佛の道にそむく
やうなる事はなき也といへり此安次か心ある時ハかへら
ぬ事多く悲しみて父母に仕へて此を身のいましめ
とする所にしたかひてありし事をなすにかへりて国中の
事の切なる事を思ふにかくのことし彼か一族の里人も
みなこれを見ならひて家々に孝養をつくし
彼か孝を聞て其の家のものに年貢を減じ給ひしと
ことこと悦ひしとかや

子父の徳を受て父勤めけれハ父も年長したる
其後ハかならす子孫も栄へて家も繁昌する事もあれは
能教へ一心にして大ことと勤めハ父母の前にて終へき

内外諸用に父母のいひ受(うけ)給ふ命(めいつけ)を使ふへしも、よく心ふく合め
其役々をつとむれハ、いさゝかの怠る事なかれし。父母乃
手助(てたすけ)になる事をいはゝ、労をいとはで、けに
小児ものにあつかひて伺ふへきをうかゞ(ま)ひ、己(み)つから此の労苦(らうく)を
以てつかへ、父母の苦労を偖(うそ)く安んしやすからしむべし

由命士以上父子皆異宮昧爽而朝慈以旨甘日出而退各従其事日入而夕慈以旨甘

会津天寧(てんねい)寺町の桔梗(ゑんえん)屋飯田(いひとう)七左衛門といへるものあり、若きより
よりも貞母に事へて、母七十にあまり七十二歳にて
其身あまり別居に隠居させ七左衛門は本居にありて朝夕
やさしく、なかれも母の慈へも事あるを思ひてもうれしく、せしれ
ころ昼たしなることも深く、朝夕母乃心を遠つかぬ様にと心をつくし
会津乃家にて七左衛門夫婦ともに孤貧(くわいせんきうし)に仕へて其
ろよく幸れそれなくして、ゆへて毎く食させれを志とせ
母が八十有余の時に七左衛門自ら侍りてたへ母の介抱し、枕元
あまくて門のかたよく見えぬもの、それまでにて、母を扶けて出る時
其ころより浅草(あさくさ)帰りて其此事に、毎やのかのそを
少くも蒸する餅(おかまい)をりて八菓子の粢懐にし、帰りて初めて孫子
あれけ彼かみるとやらせれいつも母のことをもかたれハ喜(よろこ)ひて
子供も中なる此て皆祖母の事をと心得しかば己の家内和し
親類をむつましく、奴僕までもあはれみ、よく朋友の因窮
せるにハ我もまたして、それかでもみ乃ふかけれハ、とを人く
救ひぬ人とも、是に通達して、きへて人をとつをかれて、せん
稲下(ふまいき)をよくなるけ、手籍あれハ、とくちのしん事を
乳て私なく、安き事子細くわれて敢て皆くいめなし人乃
苦を好むらいかに切々して稲下の郷沿(?)を善といへるとのも
孝行なる其れハ、しき事に諸事を慈(?)て親(?)夫を知つかれて

其悦びて国中のものまでにいひ伝へて一ちの喜びをなすも
七たびつゝ行ひし事あれば重宝孝子の名聞えありて
天子までも聞えしとぞ

父母舅姑事我命し給ふを敬て承り速に
一たび事をも忘れ思ひつゞけて心のまゝに呼
給ふ時は食事の時にも吐て業をなし投て速に
趣くと行へし縫物する事あれば早くさし置て
不敬の趣有りしとそれをさへのかれ

在父母舅姑之所有命之應唯敬對進退周旋
慎齊

玉藻曰父命呼唯而不諾手執業則投之食在
口則吐之走而不趨

播磨国赤穂の里に民の女ありけり其夫備前国岡山に
人ありしの赤穂に住ありて年月を経てかの地にて
すみけり女はしもとより舅姑に事て一度も心に
従ひ侍らずといふ事なし母をいひ含めて此家に在
ける舅姑は夫の父母なれば我もつかへ奉ると思ひて
いかなる事にも心を尽し家の業をつとめて侍りて
てゝ女のふるまひを人々みなほめて或日母いひけるは
なんぢの孝養を人々いひはやして世にも名高し
あはれ行ひゆく母をまもるとて或時は夫婦もかけ
まで事をはしめよりいはんかたなし或時は
深くつとめて後にはいはれぬ事ありとぞ
乃ち其教をたもちて人々も会して孝をなしけるの
さまをみて一たび孝子たる事をもかくのごとし

叱りつゝ見しめ給ふの衣をあたゝかに見ゆるにて母子三
人食物まで同しからさりしのみならず別て深く甚しく
ゆへに母の衣の薄き袷出せとたまへるは父ゆるしたまふの
衣をふるへ可とて母の身にてくりあ同人恨みて某を継
母なればかくのごとくつらくあたりしやのくむうで
母のまゝせ給ひし母のにくみしていかさく我衣寒く落の
如の衣やうれ落しとく見ゆ見ゆるをさして如のいつく
見れ衣わつく身まこゝやの妨わ姑これ子着なりしを恐く
病の事もやあるんよく見ゆるやと母わけ事の恐れ
してかくわれさし老衰て病し給ひうたゝすよく我く
ためし丈婦の草子の心とぞ願そいつての子の我よしきん
とかくゆるにさもしれ如もわ父見せこそ愛しれは衣
なつかしくてあわなる事を同く衣一つなきなて母を
贈しかは如も如く見の衣なき見合家山の縁をの孫事
ともかなして深く慈し給ひ彼丈夫の情をかのこなうれ
貞義るの情ひ華無源き事ぞ喜しなれて見まく
思ひ谷せられしとぞ

父母の前にては噦噫嚔欠伸し唾涕涶し
或は傾視跛倚などせず引きてつねに心を恭にし寒くとも
恭に事へあつくとも熱の気にまかせて寒きをいとはず
しばし心せして暑き時も扇をつかはず
かゆき所ありとも搔くべからず衣を脱ぐべから
褻衣裳をあらはさず不浄の物
父母の見ゆる所にて悪しき事を父母舅姑の
舅姑の見えぬ所へ人のこゝろやすく抜く
除くべし或は何ぞ深し父母の早く掃ひ

父母の心にさからひなきやうにすべし

内則曰升降出入揖遊不敢噦噫嚔咳欠伸跛倚睇視不敢唾洟寒不敢襲癢不敢搔不有敬事不敢袒裼不渉不撅褻衣衾不見裏父母唾洟不見

會津領越後國蒲原郡小川庄吉津村の農民長太郎といふ者は幼き時より母に事へ孝行なる事よく親の命に随ふ事たがふ事なし其上に僕にもとて情深くして隣のものゝ為をおもひ母身よりて継母に事ふる父母に孝なる事はまさしきこと親の席をおくるはやく起火をたきつけ湯をわかし家内掃除し炷香をさて奥しきをまぐ居を親の寝屋を

伺ひ目さまされなばやがて起なからんや如何と長太郎答ふして起られは自分も起て彼室のまた夜も更しめ髪をなでつけ父子礼容有て髪ゆひをすれば父母のふし遂ておき入て後に行ても常のごとく父母の機嫌うかゞひ魚鳥などを求て父母のすきなる事をわすれずして持帰り父母の膳にすゝめ帰りては須てかくのごとく父母へ仕へしてやすらひ帰り父母の安きをうかゞひて帰りぬ天和二年此秋米多く徳ありて彼の孝心篤實を賞し金子

父母舅姑乃衣服垢(あか)つきけがれなば浣湯(あくゆ)をまうけそゝぎ清むべきにほころび裂(さけ)ば針(ちう)糸(いと)つゞりおぎなひてぬいなはんと請ひ五日には風呂(ふろ)を設(まうけ)て浴(よく)しなさしむやうにすべし

冠帯垢和灰請漱衣裳垢和灰請澣衣裳綻裂
紉箴請補綴五日則燂湯請浴三日具沐

会津大沼郡門田庄本村の里に安といへる者あり
そのあり彼の父はいたく老にむかひて耳きこえず
かつ目もしひたれば貴賎の着ものをもわかたず
衣へ補ひて着もの破れし者をもつくろひて
着のあやまちなどのなからしめ親の心を安からしめ
事ある時は親のつかれをおもひやりて
心にかけて父の前にはつねに衣服をととのへ
改めて後に着せかへてそのつかへ
つねに着物をもあらためて其夜もろともに
ありて親の心をなぐさめつつ父の前に
親の衣をも洗ひて浴をすすめ
むかへのときは浴をすすめ
思ひすてて父を敬ふる事のかれたくなるべき

厳しき人なれば常に辞少く着物などの破れし者を
あらためて洗ひし後にもとのごとく
草鞋をはかせ杖をもたせて貴き人の家へ
いとまなく参りて仕へけるに其の事を同じく
よろこびて着もの破れたる時は縫ひつくろひて
事あれば事をたすけてあはれみ
貴しとぞ

父母已に衣服あるときは我にあたへ命じかへて
寒くば着物をすすめて熱きにはひかへ
暖ては我好みし大綿の物をもつかへ
寒さを思ひ父母の衣服を着ぬべき時分の
あらためて着すべき事にかなひ
なれば一事をもかへりみず人に

して代らしめバ己れ心に好まずともしバらく
其人にあたへて其後己れに其事を返さしむべし
または父母舅姑其所の子婦に事
を命ずる事あり其人の思はずとも
他の人に労を省かんとならば其人を
休息せしむべし子婦いまだ孝ならず敬あ
らずとも疾みいかる事なく教へ諭すべし教れども
聞ず教ゆべからざれバせめいかりて後に之を出し
子婦を黜して放逐すとも禮を厚くすべし

子が敬ふ婦ハよくいふ事とも其妻にある事をまたれ
近くしていふ事あるべし

加之衣服雖不欲必服而待加之事人代之已
雖弗欲姑與之而姑使之而后復之子婦有勤
労之事雖甚愛之姑縦之而寧數休之子婦未
孝未敬勿庸疾怨姑教之若不可教而后怒之
不可怒子放婦出而不表禮焉

宋の潘(ひん)が家に安き宝田家の長にして其子勢敬かくまして一生の
切忽かられしとあられたる家を帰らして後新妻に
孫を子にをあらて太良此識りにけり

利安年まさるにしたがひ倹約を守りて世の人にかはりし事に
のみ心を盡しおはしけるに従者をいたはり貧国を
たすけ給ふ事もみづからは大かたならず此人ある
人の衣服なども見苦しきを見ては褒美を与へ給ふ事もありと
いひおはしける又偏に馬をもとめ給ふ事あれハ価を論せす
二ツの国より八百石の費となして入り給ひ見給ひ
まづ日根野備中守といふ人の郡へ伏すといへ此人の主
此人の娘より根本枝葉さかへ此国の渡世の輩へ増れ
し此水学習の士て博学の人のみなかりし御を立て
丁寧を含いてかくなりしといへともかしこハ衣服の美し
き事しかし思ひかけしや是て漁夫まで家財ハましし
渡世根本出して出せしに物語り其しなりんとの聞
事ハ様々の事国て濟らさふとて利見しかハなかくから
まつりせしなからとてもつれしてや其世利安を世と堪候
なりしにたるや是のいひ傳へけれ
婦として舅姑に仕へ給へ是ハ常の居所へはなれて

事あるときハ大小のわかちなく舅姑に伺ひて一己
のまゝに為へからす是子婦の道なり 私に蓄へ
私に貨を人に授へ飲食布帛の類を與ゆれ
ハ父母舅姑にまづ申上て後に与ふへし
又は新に女よめのおとしむる舞をすへし
反し物をよくは着用しまとも物をよくてたすけの
またそ文字をもよくいたしおはきて父母舅姑に
入用かなりてまるへし親族兄弟朋友を
故あつて贈物をなさんは先に申ことなし

兄弟情は父母のゆるしなくて贈るへし

凡婦不命適私室不敢退婦将有事大小必請於舅姑子婦無私貨無私畜無私器不敢私假不敢私與婦或賜之飲食衣服布帛佩帨茝蘭則受而獻諸舅姑舅姑受之則喜如新受賜若反賜之則辭不得命如更受賜藏以待乏婦若有私親兄弟將與之則必復請其故賜而后與之

備中國淺口郡西之浦深院村甚十郎は甚兵衛か子なり父の名見えて身よわりて母子三人祖父につかへて孝養をつくしける祖父は老年

して年月ふりけるにおのつから身のよはりゆく　茶を好ミ酒を
たしなミけるに日々あまたのものもとめてもちゐさせしかハ
まつしき中ハ母あれハ薪をとりて茶酒の料とせしか
そし料たらねハしくて人にやとはれて祖父の
ためにしてその身乃為にある事をすてたる
て随てあまたのよろこひをなしけり
兄弟のものなく祖父のあとは亦てしたしきもの
ものあつかいふせきは兄弟も祖父にあくれて数なき
まかりまて孝養なれと母や祖父から悩らん事をおそ
まて折々かよひ来て祖父せわしく病さん事か
いくつの日かある事なからくさまかは涙ぐミ
とかいつもなし泣まて嫁として男女あまたやしなふ兄弟
はかしてそれへいよく孝行をつくし祖父彼か母に
いれなふハそこの孝徳なりとやさしく語りけれハ涙をむくひ
ある彼か妻あまたの時も妻そなれハ　このたひ
我を嫁のかしこくも茂ていろいろと事て祖父甚十郎に
まつかく妻をあかしむ甚十郎某わかそれて逃へ行しとのへて

ともし父も祖父のやしなひたる両親しつる人々見えさん事なりといひて已わくて日数をふるまゝに祖父か病さ重かりけてくすりけて甚ぬしはし市助を人まて事てかくてまく良ゆゑたる母も恵十郎とかく寄て昼夜かたとも居てうちも孫なりそれかわ父二十年ほど祖父ハ若きほどか母と恵十郎と欲惧之衣をうりて蔵裕ふを学之それもかんれしも恵十郎か父の弟子之ハ月日めくれ其かりさるれ家りさらわれし それハんまでやうせさわしふかしも其ミのくすわしかハ領主食ひらきうれて國人ふあまね八されそれハ恵十郎こち米を父ていふのも我乃角と八なさて父の弟子一ハ费料とて所しなる市助かてあわせ以てこのとくやして孫ふ似たるをまほらハ母の学てかはは添えわ一ち後恵十郎書遊ハてねとめハ母て後の二ね少ふ書いて候それハ世すなさハ我とのむき成てあられとしおすふ若のはあるを使て出しやうふと書も又よくてしこまりれて始まりて孝養深く良事一つとしてそのか心ふ任せれ事もんた母と申には旅此からんさんかしつ日八祖父か病引しまき

迄て力をつくされしかハ今年ハ稀てなかりけむいかにや思ひ居たりけれはつかれてかくみのかて人の田子ハ遠ふかしそれも天神地祇も孝徳を感じてさせかたとて人々ハ感しあへりけるもはなハ深く感しあれて母子ふ物多く贈りてその孝行を襃賞しけれハ今ハ

陸奥国大沼郡大石村熊野山神宮寺の住職亮賢か西尾彼の孝を見しハ父源海ハ行人ふてありける越路ハいりて汐やうちわかれ母もをめしつれて居たりけるか朝夕も食をのみ童子僮僕をも兄を食せしめこそ功ハ母此のことをつたへふ似て食ひ味わひとくの一魚肉の類ハもとよりなり菜ふても其肴をもて来りて其さなきも製せたるとつのうとし母食し終るをのれ食ふて後く寝所を箱よりて中へハ蟲のやからの形を追まうとへ蚊虫ふとまらうる試て母は好をしむ日和よき時ハわらはの行き邊閒の風をいとひれて居ふ窓をし夏ふたつしのうへ盛暑ふはげしく席を扇ひし涼き所へおれゆきハれあふかて涼ふいたらしむ風あらて隣里へ行とあ八一人の童子をのれ残すら留八母とつかる事

わかくさへしりぬるを僕の身をかへりみる事なれども
いはれておぼえず弟子ハ師の詞を見かへり露たらりと
なし或ハ檀那かたなどおとしめれバ賢人までも母の
前へ訴れたちまち村の一党を出て挙りてとふにこそ
或ハ母なくさみのために村の中へおれハ一寺帰されざ
寝ハ国有ても修行せしめてかれをも弟子返へて
ゆるしやらんハ我も仏を思へバたゞさへ楽しからん
清水であらんも斗難しとあまくもわからでのがれまし
それハ途へて行事なられぬ下亮賢酒を好み酔て酒
ゑと云よりもいふて母此寝所へ行桟姫を何ぞ怒らさる舌を
抛棄て皆子ばい申しあくいそく親ひ孝あらん人
なれ其能く宿せんのそれハの事なれバ災厄ハ何事の
縦郁けとし安てあるらんハいふてしても是にて遍路
やとひてもこれハいふうも在家へ計ていかる事で一日
もられ事なかりき

人乃子たれかれ父母の居所をさてあるつの事

透間なき寒き窓蝗て火縁膝へ飲食をおゝて
心よきあつて暖かるその処をそろ気夏ハ涼しく
清子好て炎天とらむ貴庭おさても家の裏
この蚊や蚋蛇も置役者少蟲小ハ刺らせ
不其目不安しめ叔て起しくま設者衣
使多事その色わり此事とも強き合め
毎朝さ安否ねか問ひ父母の所へ伺て気色見
悦ましく着や冬けけ体好むやうに衣て
退くるべし

曲禮曰凡為人子之禮冬温而夏清昏定而晨省

丹波國天田郡大師村嘉四七右衛門ハ家極て貧しけれども父母
に仕ふる事ハ誠の心を尽して父母乃心に背かぬやうにと
いとまなく昼ハ人の為に日傭をして父母を養ひけるが或ハ
まづしきものゝならひとて[illegible]父母の
心を[illegible]て入て[illegible]父母をして[illegible]
臥させて[illegible]て安く寝させ[illegible]
二たびこれに[illegible]夏の日[illegible]
[illegible]蚊をとりて[illegible]
[illegible]雷[illegible]

[illegible]父母[illegible]
[illegible]
[illegible]父[illegible]八十三[illegible]
父母八十三[illegible]夫婦[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
父老て子[illegible]文ハ[illegible]
[illegible]父母乃[illegible]
家内の者[illegible]我[illegible]

子ありもそのいふ孝なり此葉に申されし親のあさ子
小禄なれてもあまた遠慮(ゑんりよ)ある者のゆへんにて
親の心にかなふやうに財を心がけ易き者や
招客などに酒食の役をはしめ親の心に叶
ふの心に思ひをかけ招きをなし已然とあれども
財用は費にして費えは親の不自由をなし
ほいなく薄くしなる事嘆かしく我身の罪なし
おおかしき事なら如我身を身と思ふ故
ならぬ此念慮も起れども父母にかまはざるなれ

積もの艱難苦労をなせし後に教誡をかきし
今日やうやく人並みの禄位を得たるなれば
これ父母よりの恩なれば食膳衣服もよきもの
を奉るべし親が老いては車馬に及ばずとも
父ましくては小家輿の乗物を許しあるべし
一旦その命を受けて車にする我身の安逸を欲
せば父に分かれ時俗の遠あれども偏に
窮屈の顔見ても此事を推して親に及ばし親の
教をなし遠慮なく孝を称し兄弟親戚は慈

愛を称し宮を国にまれ者をよく長すく掌ふと
称し其国にある朋友ハこと仁をのかなふを
称し広く交る者を信にして言葉此を遂ぬしこ
称せらるゝを以孝とせられし

夫為二人子一者三賜不レ及二車馬一故州閭郷黨稱二其孝一也兄弟親戚稱二其慈一也僚友稱二其弟一也執友稱二其仁一也交遊稱二其信一也

會津の将卒牧尾徳右衛門ハ幼して母を亡ひ父と
ともに西堀尾治左衛門に再嫁せられ同家にて養育せられ
後人の後継父に事て孝行たぐひなし徳右衛門常所へ

ある夜ハ雪に遠近へつかれ去られく雨の日雪此夕なと
道路あしき時ハ傘木履やうの物をおけて
暖をたもへて寝て居る朝夕の飲食もよく気を付
枕に調へ冬の夜の寒き夏の夜の短きにも起て
三度ハ寝所へゆきて何にもかくれぬやうに
つかへけるか時に安否をとふて事有て
つかまつる時ハ主用を告げ帰くハ先の事を語りて
よろこばせたるに奉ることともし母もこれを喜て感じて
実にてつかれたるにしめか妹に見せてこれ孝行
たとし其孝徳右衛門か継父の心を和らげし
梶原景信京久兄弟ハ甲斐國乃人にて代々武田家に仕
絡軒ほとれたるにて乃く浪人して民乃小浪人宇治の方と
なる農家に引ともしくて朝夕の烟雄へ其根なし京住
身京久にお孫て中々も八難儀に貧しし事
かくのごとくなれども八親に嘆て飢渇に及ぶとも気色
にだも百姓の心我ならも顔すくれ喜ひ
致し不孝の罪いうせんたて我身を殺しても親ゑ

書けるハ今吾にて耶蘇(やそ)宗を弘めしなれバ其
徒黨(ととう)を語らむたらんときのためにハ金銀を始(はじめ)おくべきよし
言れのおもむきもいひつけしかれバ偽(いつは)りて耶蘇の徒と
なりし沙汰を許せしめ金銀を与ふるハ其ためとて
かくしたやく我が所へ来り安京久ハふかくさし出を
數て其書をよして見とどけて身世にあらん事を思ひ
召て付られ見すまくされたる所へなりて其兄弟てやかれ
京信いまだ我ハ其老なれバ泣々つれ添ひつくしむ事
思ひすまかりしにまた汝ハ外へのちの娘ハ誘(よび)ければ深く
父母を棄て其年に至りしかバこそ誠の孝とハ云
なれハもとより父母の身ハ我が身にして我身ハ父母の身也
我身ほろびぬれバ父母やむなく世にあらんハ我が身也
あはれむべし我身世にあらバ父母の肌(はだへ)にてもかはらじと
ふかくハ耗(へ)らたすことし今日も恵れる事はなしと
理(ことわり)を尽して今ハ京久涙をながして辞(ことば)なくして
なきくだりて深宮(ふかく)許(ゆる)して訴事時の奉行京信等人をとど
め出して窮(きう)迫(はく)せしめずして京信等ハくくも耶蘇乃

徒てあられと云てすこしも憚(はばか)りなしかれが訴人(そにん)をもく
あらそひて是を論ずれバ終に一言も伏しなかりしか
叩くて獄(ごく)にて終りしときに及て京久罪をのがれしかども
其身ハ不浄にて跡を亡(ほろぼ)す事能ハざりし時乃有様
あやしきかれが訴人ともに終(つひ)に猶母の深く歎く
ことも仏神を祈(いの)る無悲(むひ)しかへども二人ともに耶蘇てかのさ
まなりけれバ城中にて裁せられ程経りしとて中村の役人家に
其ふたり此者ともに白状なく其身ながら申(まうし)ては迷も
耶蘇なる事なりし汝耶蘇の師なりし所にて若(もし)
しら能(よく)ハ親を棄ハふかきのちにかはりし事
やむなくあられて今は時の奉行深く感じ慨(なげ)かれて各
之間にて逃し今ハ貴(たふと)く多く賜りても出き死し
なりし故にためしなくれ事なく汝や土津神霊の事を
歩(あゆみ)居(をり)て貴歎(たんたん)しくて寛永年中の亥(い)徵(てう)なれて知りぬ
賜りわ親をまねりしめ賜れ今ハ
会津耶麻(やま)郡月輪(つきのわ)庄(しやう)漆村の郷頭(がうとう)を経(ふ)て藤庄七郎妻ハ岩崎(いはさき)村の
長たりし父ハ年老て七十に餘り庄七郎も是ハ十に餘り

しかして内外の事父に請ふとして尽くされて從ひ
定りぬこの史を読みしより此時思へらくむかしの
胎教の修れがたくむかしくより学びして教を乃のも
まうあかるとまうくせられは十歳すくなかりけれは十年余二十余
になれは二十年の母てつゝ孝子と思ひてよりつく我がつゝ
その子なり我かれらわ私の心まれ物自然力は元来父母の
財と思ひて何事も親の命に隨ひ勤しく縮緩して
利害得喪を無せ死生存亡を委ねし者多の也
ことられ事なし。屋の東数おりて父の隠居所つくる
父老ても健にして能く起き庄七郎の許へ行て
指図せられ事なく常にせかしめんよりかへり我の家
清らかる時は召使ふ名れこの事起きに父のしら
さる根に雪をつくる事なき道をたつゐるの人を見て父の
あるよのらんのはましきの人とかるは猫退して謙譲をまもりれ
人の為めに思ひてはい実にいさゝかも父へも心を
謀る時はよく閑居して来思ひをし父母の心深く一村をも
おさめかく家功ありて農業をまもりせて一家業て立てられは

これをいふよしめなしゆゑれて新自はいかのしるし
なれとも内にて並ぶものもあらんやとこれをまくさゝのともいふ
うとられ久敷こゆへく農事はいふ母哉は一村の休日なと
には僧侶の説法をすゝめよく村翁野童を集めて法席
傍聞に読ませ人をして慈悲にて風俗悠する者
とのみうちなくなく悪をはゝる人よれし是編に庄七郎か
德を化せられて德を以てむかし法ふて身まかりて先
たつの孫まで元禄二年の秋六月賞せられ
して隣村の下役をたすけしとかや

父母ある者其出る時は必ず父母に見えて
いとま乞を申し先に父母に告へて出て
先より先へ行処あらば帰りて是を父母の前につく
おそく先に見し聞し事なと語りて父母の心

遠國へし山野猶偏なし所にハ父母におゐて
案じらるゝゆへ帰りの後も安からせ時刻を
違へ侍るべし又往ける学ぶ所必其師を定め
自ら習ふ所必其一つの藝を究むべし論語にも
父母在せハ不遠遊々必有方と云ひ又今
あたりに良師なくて此事成りかたくて遷るも
趣く事をもせよ其所を告て深く居所
移さハ遠く我身の事を言ふたれとは
自他の老人病者なきの時父母をおもひ入て

游ずまひ先ハいまだ根に心ざしとしく父母を
かへりて心を痛ましめざるやうにあるべし

夫為人子者出必告反必面所遊必有常所習必有業恒言不稱老

會津にハ沼郡蟹川の庄海老村治郎右衛門が子也孫三郎
家貧しく四十日ばかりの業より出て家をたて
あつかひ宜しからず病あつく其家を修め
てもまたたび困窮して兄弟の助けもなし
なれバいと幼き父母の積悪を何れの事か
主人も盛りし年比つねに常に心して身の代を
ゆるし事をなさしめよく親の事へ又孫三郎
家の暇も惜しく忙しく家をなし頃八
度米の業を教てあるべきにいまだ夫婦をいたせて

世の中ふくく火消しやうれやなん人ハ病にかゝれりやと問
家の人ゝあるしハ月日さへ知らん事をおそれて起ゐたる
なるへ手探(さぐ)り沈(ひそ)みぬれよし近付て火桶の火おこさん
朝夕の食も母ゝいろいろに世話して酒へおいれる用意へお
夜ゟ入給ふしいれたくさ隣をあかれ茶に母ゟ労なき
様まで心配たしる内市中に手か帰るまへ尋れとも
今の子ハ此事まるく流くへ行とて母をも見あるまで高親の
好み好み買求めえのまゝ物欲しくて楽しむ病あれ
或の饗宴酒此れる所まふく行乱れハちかしやと怒れまた我の
若き心されハ大人て此ゝ人の人ゝ見を感じてとりたて
たまけ心ちぶとりかへまて母ゝ病者なる故おそれ附て
ふをつにて外て我をまつりハおす父親さまへゆかんと
口へハおそれてんて侍れさまさまし亡むかしの貴き他人の
及ハ若きよう多くの人れハ元禄二年此秋冥加千枚かう
てお法りを褒奉しるへ

人の子たゝれなれ此父母常に居る子奥座(たゝ)して縁(かり)初(そめ)ても

居(ゐ)る其間の道の右ハ中(まなか)に尊者(そんしや)此通(とほ)りをす
所ゆへ控(ひか)へるか自宅通りしを我家(わがいへ)の門(もん)とくも
中(ちう)央(あう)をして通りなんの所見(くんえん)つるものれを定(さだ)て此
ふかられず

為二人子一者居不レ主レ奥坐不レ中レ席行不レ中レ道立不レ中レ門

法性寺関白忠通公(ほつしやうじくわんぱくたゞみちこう)ハ知足院(ちそくゐん)関白忠実(たゞざね)公の長子なれども
おりしまれ出て不孝(きやうこう)にておりしかして其怒(いか)りつゝ
あらハしかられ小除の館(やかた)へ烏丸(からすまる)の亭より出御(つぢみかど)の門の
内裏へ参内しなすの御通過の律兼洞院(ひがしのとうゐん)を投くの便所へ
しかハむ此大路(おほち)をうちて通らせ給ふへからすんハいたゝけれく

過しをなれとしやむ事を好まして此大路を通りく
花山院の三位中将乃亭をさきせなりて八東洞院
西の町を過なりて一条楼門の前にて御車とゞめたれを
おろされお供の下部かゝるよりおろさせなれたりあれ
人あやしみて一つ一つ子細を問ハれ下部これハ宮白云いや
しくも時の摂籙たれハ三位中将をうやまふ事にあられ
彼亭ハ宮の祖貞信公の住給ひし所なれハ恐れさせ給ふ
あれハ叩くこそ礼まゐらするなれ其のこゝろは京極大殿乃
依ふるき志をしられし事あれとて仰られ今の貞信公ハ
きもふかく業を学して名あらはれハ式部の卿の家を
[illegible]事此の事にけりおろし候て花山院の
小野の宮乃妻戸の前にておりて過られけるを
なれ[illegible]とぞ

父母の辞ならずとも父母の形を見ずとも
父母常に教戒なる事を須臾も忘れまじき事也

怠らぬ勤め惣て父母の意に先立ち志を継ぐ事
を付なり待ま其事を為して父母を悦ばしむる
事の其和気愉色婉容あるべくやはらげ
気象あらはして父母の心を慰むべし それ厳
格を正しきハ孝子の容にあらず 増て気を
まけ我が気に好まぬ事ハ不平の色を
顔にあらはして忽ち色をかへ孝子ハ党て
心あら深く隠して父母の遺体をも殆うくし
人乃性人に越しらぬ事を欲せぬ者はなく

事を欲せば君子に縁て後節をいふて人の
失事難度をあまへ付わが事のきれ彼が
よわ濫倒ないひはかるの悪なるを思しいくさあれハ
その人又學に浮くまた害親て及ふとあらん人を
論ぜられ事巧なる者ハ臣を謗ぶる事尤小誅
しといへども家君を諫め及さぬのこ勤く
露はしいふ人をおして正しかれ愚邪なるものなし人の
若我ら云をして人の非をいふ事を好みて甚しくまた君
臣をてらさんため人の悩ぞあるれと恥べきゝずれ

ぞりしあらすや

聴於無聲、視於無形、不登高、不臨深、不苟訾、不苟笑

久我太政大臣雅實公は六條右大臣顯房公の嫡子也如何し大納言
源隆俊の女にして隆子とそ申ける父顯房若き時隆俊
と共に大内をもしくわたまふ事ありけるに大内にハ高位乃
人とハ子や孫の数も人を具して皆ひ随ひそせさ
る人を従まふ透に此訊れみるを顯房隆俊より
されもしもなかなかにも顯實云いよくいよもあのわ
しの皆を二そくむすめのえ婦とこころざしててこふ
る下つてある人をもちの世までに付てくれる父なれ顔
顯房ハさもあるへし隆俊ハも同しやうに心おに清華
られし事のゆかしくもあらし隆俊感涙を流して
よろこびハさもあれよ形ん更て娘乃隆子のえかす

別て公のいとけなくしてその性すなほに孝心の
及ばれ事はいふてもつくさるゝにあらずこそあれ
しとぞ

若狭国遠敷郡に丹生弘吉といふものあり幼き時に
父ハ先だちて身まかりけれバ毎日親の墓所に
詣て懇勤に陀羅尼誦し涙を流しなげきて母に孝
なれバわしのきらめく孝行の誠を尽しけるや
ある事又たぐひなし寒き冬は衾を温め
温めし夏の暑きにハ涼しく風を送り多
の食物を母の手に与へらるゝ事おこなひ時に辞せ
臨りし 多病和平の物語し其の事母に孝
遠ハしとん心を尽くしながされハさらに田地を孝養の
いとまなく耕しつゝきけれ事に臨らぐわしの八母を
養ひの料をのこし置てなぐさめ事も其事をかなへ
深く旱魃をさけて一村ハこれを仰きけれ事ありしと
公れの田地のこらず寛て共にかちけれバ人もこれ
を地の神明欲のまゝすめくとせなひて福かさ婦女有

ろうそくのともしにとも見れる事やめて厳冬に達し
かれハ勅して位二階に叙せられ孝行を表せしめらる
貞観年中の事也しとぞ

親いまれ時まで縮兒の戯れに襟を遊びて父の行を
いましたまはる人の嫡子の八相して父母に見えんとおもひける
がふ趣しんで古に準へて父母を称してその
崇ぶせられをあらはすべし

玉藻曰親在行禮於人稱父人或賜之則稱父拜之

九郎兵衛の養子は讃岐国三野郡の人也年十八にて京師に
入官府にて侍る事を勤学をなす事数年なりしが八

終に章韶の大臣に任ぜられたる明磨ハかくて守清て
父臣西薨を議ふとろのろへし此盛を送りしめたまふべく
孝思にてうちくれかはなし父母在ましし時もあるれ所ハ
飛居て明磨の家とハ祖数里ほど遠ざかりてたりし時
とき明磨宮の日西乃歩かしハ必ずあしたに出でたつこと
夕べにかへる事も怠らざりけれバ明磨かくて後に
兵部卿にて取元年国司言上せしかハ勅ありて位
三階を叙せられ身を終るまでいとなむの年貢を
ゆるされしとなん

父母疾病あれバ容を清くして憂ひ
食すへし魚肉など食べとも口にあはじ
酒などのむにも顔の色の変らずぞ
歯をむき出して笑ふまでも笑ふなかれ

怒れる事あれバとて罵りのゝしる事なかれ父母の
病ある時ハ患へて味ひなるものあるも憂心にてわすれゆへ
かなしく涙まで絶ける事もなく哀なる故也復
すべし

曲禮曰父母有疾冠者不櫛行不翔言不惰琴瑟不御食肉不至變味飲酒不至變貌笑不至矧怒不至詈疾止復故

参議藤原良縄卿ハ備前守大枝の子也父母に事へて孝行
まめ〳〵しく京衛元年乃ころ父の大枝病にて
申しけれバ太陽をうつし但國よりかへりて良縄ハ京師に

とゞまりて京へ紺て洛中まかりなるに父病けりと聞
てたのミきえれきよし我門て早く登り継(つぎ)て父の
ことえくくわ見ゆりしがくして父の病を座め?
りん事かなしむ兌れかし天皇申れしける八力なく
給ふあわけるかハく帰られくて孝病いえけるて帰さ
のわかれよし帰(かえ)りてわぬ良縄られかさゞていくこ
無しめれさ日にちん助なし思ひもて妻絶せられ
ていたる、ち後母まてる病て浅(あさ)ましかれしふ思ひ事心て
いまかれたゞ、ち病をのこらず心得を養ひてまく起ちかく存ず
かさられ尤常が鋭(とう)をこち書つれさ日たらくかれ
すりしてのれしかくさまくみあれしのむゆりそって
給て身隊のかなれ穿れハいゞミ助れし見る事能く
深のかしやらん

孝子ハ孝が貴ふ有りて父母の心が楽(たのし)め
遠(とほ)き耳(みゝ)て聞(きく)事同じく見給ふ盡(つく)し

たのしみに集(あつま)りて我居て起臥(おきふし)給ふ
居所心て叶ふ様にして飲食も嗜(たしな)み好む物を
よく好む事やの人心が用る父母ハ悲し
好む事我も愛し父母の敬しする事ハ
敬も敬し犬馬(けんば)にいたるまで是を給ふ物を
愈(え)嘆(そしる)にせん勝ぐ父母ハ悲敬しるゝに能く
日頃て尊敬し父母没(ぼつ)しる後にいたりても
敬して喪の礼孝て三(みつ)なり大孝なる歎き
善をし身が立道を行ひ名を後世に揚(あげ)

父母は形をうけて其次に身を立る人の人たる道
其次に諸藝を習ひて人に勝させんとねがふ
ことにて父母を尊ぶ其次は飢寒を凌し
能養ふなりと云抑親を養ふは親を尊ぶ孝にくらべて
二の孝なれば人は猶能く養ふ事を心得べき事なり
なるべし

内則曰曾子曰孝子之養老也樂其心不違其志樂其耳目安其寢處以其飲食忠養之孝子之身終是故父母之所愛亦愛之父母之所敬亦敬之至於犬馬盡然而況於人乎

祭義曰曾子曰孝有三大孝尊親其次弗辱其下能養

綸屋勘右衛門は京師小川町の人なり父は清水の人なりけるがまかせたゞひたすら父は好く酒を飲しかば常に酒を好む父の心をはかりて酒のさかなを調へ其外にも心を用ひて父の楽むやうにしけるが家業の勘定なんどは父に代りて事を勤め金銀をかり家の主としてつとめけるに父は家に居て酒をのみて人と遊ぶ事をのみ好みけれど父の機嫌を損ぜぬやうに心を用ひて酒の肴をとゝのへ父が常にこのむ事をたしなみ酒を勧めて父の心をなぐさめけるほどに父もよろこびて楽しみ酒を嗜みし事を思ふにつけても孝行の心ふかき者なり

はらかに留りとの思ひ何れハ身を捨るやうく、孫に
養ふ事なかりしとぞ
會津の城下の醫者道朔とて母の父母ゆり十年
余り己れ時に事まで侍者へりせん世話てハ
其のりを便なり又病る時ハ志ばらく寛
側をはなれず湯薬を調へて洗ふていたるより
母をいくしむ身に安れさし又ハ先に身より
母なし居たりし○ことに所よりし何れハ貧しくして世
を送りかぬる事故朝とく起出母に暇をつげてのつとめし
餘をもちて大醫に従ひまし或のそ名をとくこれ業をとりて
或ハ富家なとへ薬をもちめ母の身を勉せぬやう
らきとし出て母かこころ悦ぶやうにもしむれをもて
清よめやし或時ハ名らの形る露しておのしき事
なからひて笑ひ母の講義まくハ人ふくあへおれとと
思ひて其身これハ右の母子を第一とし元録の
事ゆ米多く大事らかる一事孝行を稱美し
かれ金す

孝子たる者ハ父母の意を未萌に迎へて
一其事を行ふし父母の志を養ふ事を承くて其
事を行ひ父母を道に諭し父母の
過あれバ時として色を下し色を柔にし聲を
和げて諫むへし入れざる時ハ敬ひを
起し孝を起し父母悦ぶ時ハ復諫むべし父母の
親を犯し罪を鄙に得んよりハ寧ろ熟諫
諫れ一過を犯させて子たるもの罪
を負はしむ事を恐れ純孝ハ懇に熟して諫む

廼し父母怒りて撻ちて血を流すともあへて怨みす
敬を起し孝を起すへし

內則曰父母有過下氣怡色柔聲以諫諫若不入起敬起孝說則復諫不說與其得罪於鄉黨州閭寧熟諫父母怒不說而撻之流血不敢疾怨起敬起孝

舎人下野公助は敦行か子にして弓よく射るものなり
ある時あれ日右近の馬場にて騎射ありし中に将曹に下
あまりておかしくなりけり公助はいたしけるまゝ外れけり
的を外れ射損しけるを父敦行政の将監して居りし
見て以て腹立しく思ひけるにこれをみるやいなやはかなく

色をかへて怒りて座を立ちはしりおりて馬場の
かたへゆきたちて公助を杖にてうたんとす公助これを見てとく
見やりて居たりしかこれは公助をうたんとて調度のみとを
とりて敦行は見ておそろしく杖をもちて公助をおひて
知りて公助は父のおそろしくおもひておなしく敦行は八十にあまりてありけれは
公助はのかれむとはせす逃けは公は思ふへし人の
かれいくたひも打れて居るとて笑ひ人々敦行
か年て杖をもて打ちける時の様子をみて
よろしく注意しけれは公助をいたはりてそはにゆけ
して如くは老いて逃げそれは公助父の年八十に
あまり後へつまつきてたふれたまはんことをおもひ
そ父の思ひに任せて打れて恥をしのひて
居しなり子の道なくして親を流して恩を
後は父の教訓に從ふ公の責をも負はんとて公助
終には宮て天の責をも免かれ或人の
はて関白殿にて公助は只の者にはあらすとほめ給ひけり

作りぬる事ともやかされ今日ハ敬もあらかじめ安心なる
なりとて惑せさせられ言れハやんごとなき舎人
として子孫も家に冨しなりとぞ

我身ハ父母の遺體なれハ微細にも敬て慎むべし
され身體たいせつに思ひ常に居所正しく事
なく居るときも容貌をたゞしく不埒なき身なれ
まくられ君に事てハ誠忠を尽し事を致
して私なく朋友にハ頼もしく信を以てあるべく
夫ハ互に善を責いましめ諫をあまねく人のこゝろ
戦陣に勇なきハ孝にあらざれハ勇何のおそれそ

されハ君恩思ひ義にて往きて命を
おしむ未練ある事ハ人の世にある物乃
かゝる時ハ法令を守て十年百年も死する無き
義に背いて安佚にて死せされハ汚名ハ千載に残し人を
後世まで笑れて恥しれハ父母先祖まで
恥しく死生ハ天にあらずと申されや曽子乃
いはれし大孝とて手足を全ふしてつゝしみて
終りハ一身も白骨ハ路におかし父ハ人の
嘲なく獨り死して萬死を恐るゝハ軽き事也

只義を通して死後の名をも世にあらはすの
ミの名もて遂けれハ成親て乃仆ふ孝乃
かみ可れさる為るへし

祭義曰曾子曰身也者父母之遺體也行父母之遺體敢不敬乎居處不荘非孝也事君不忠非孝也涖官不敬非孝也朋友不信非孝也戦陳無勇非孝也五者不遂烖及於親敢不敬乎

村上兵衛蔵人義隆ハ彦四郎義光が男なり元弘三年大塔宮に
従ひ奉て吉野の城に籠る東國の大軍二階堂
出羽入道を始として寄来るといへとも此城ハ

城そ究竟の切所なれハたやすく落へくもなかり
けれハ吉野の執行岩菊丸を案内者として搦手の
勢金峯山より攻よせけれハ大手の敵をふせきかねて
城も危く討死し給ふ宮も今ハのかれぬ所かと思召切て
二十餘人を召具して東西を払ひ南の方へ落給ふ黒煙を
たてゝ切て出給へハ彦四郎義光ハ大手に来て戦ひ
我身も疵を蒙りて矢十六筋折かけて宮の御前に参て
申けるハ敵すてに攻入て候宮ハ是より落させ給へ義光ハ
此城にとゝまりて切腹せん一事を仰付られ候へと申けれハ宮
御心ならす落させ給ふ義光ハ城にのこりて戦ひけれハ
為しかたしと思ひけるにや義隆ハ父の跡をしたひて
敵の大勢をふせきけれハ義光も返て汝ハ宮の御供申せと
申されける中にも宮ハ遥に落延させ給へと
汝も生て宮の御命にかはり奉れ父子ともに
敵を防かんとせハ宮ハのかれ給ふ事あるへき死を
一所にて同し命をなけうつ所をしれと義光諫
めけれハ御事とも漢祖紀信にかはりける

なる事ハ思召あつてハ仮やうくいふものゝおこりも不届なり
て天下此ために四民安堵せさる事となりたてまつれとや
此者を敗せなハ心よくて御鎧の上帯とき叡慮ハ宮をも
かしや思召たまへん此勘気蒙りおくぬきさりさせなハて
清盛を誅させなハ今ゝの緒方の神乃此おもき重く向く
殊させ給ふ事平兼人義隆ハ文を自害せん時おもく
後にさんとく二の太刀の鍔乃下まてさせ其れ義光ハ
太刀父子の義を俤事なれといいたつて不死せんハ
宮の御先途見ゝとてまのあたりて去りしとて辞をのこして
庭訓しゝたれハ義隆力なく立ちはいくく此ゆけたのへて宮乃
御供を致しぬ後に義光ハ二の太刀に鍔にて宮をはれの
みんと邊事にて宮此御後乳の隙に殉せなハめし義久ゝす
宮乃御鎧をぬき玉て後一文字にかき切くり伏て
其ての跡たかなる大手楯に此事自見をとゞて宮の御自
害ある八日れ先て御首をかくんとて四方の国を解てこれ
一所に集まりけるを聞て宮ハ川遠へて天河へ少し落させ
給ふ事よりかり世乃にたれ吉野執行か勢へ百余騎参て年の

暮内寺もなかりたれハ今城をくしまかりなき事既に急
にして落けさせなる事能くして見へさりたれハ義人義隆
只壱人九折なる細道にて五百余騎を引受て半時斗
そ防えける義隆ハ三刀き十ゝしても身を一蹴なり
されハ疵をかうむれ事十ヶ所か所れ敵の手にかゝり給ひし
とて竹乃こそのよう今れ中へ入て後ゝ切くそ
死してなるに年十八歳村上父子か忠死せし
事に宮乃虎口を逃させ給ひてやう野山へそ落させ
給ひける
楠帯刀正行ハ贈正三位正成卿の長子也延元三年五月
鶴村と云所にて数十万騎の大将として摂津より
軍し京師を攻ておとしいれんとす天皇新田義貞に
命して是にあたらせ正成をして義貞をさしつかはし
めらる正行はた八幡山より御幸をかたん事を
やたれ次つ清水の城にてこゝに深く用ひ給れ事
事の勢いかよりきへのしされ事ともあらかし
たれハ死を決して是て赴ぬ正行衆十三丈に

従て京師をさして櫻井(さくらゐ)の驛(えき)にいたりし時正成嫡子正行を召(めし)て
正行いまだ稚子(おさなご)八才にて三日路(みかぢ)ゆりしてよくおしへ
父をなせしやいふは汝幼しといへども已(もつ)て十歳にあまりたれば
我が此言を後(ご)日にわすれずして只此事なかれ我が死せん天下は
必ず尊氏が手に帰せんその時に当て汝いやしくも命を惜(をしみ)
保ち我を安せむがために降を納敵に乞ふ事なかれ一族(いちぞく)郎従(らうじう)の微(ちやう)を
なりとも一人の我が最後の跡(あと)を守る為に忠死して父の志を継へし
是汝が大孝なりといひ流涕(りうてい)して別る正成すでにして
金剛河内にをいて戦死しおはる氏これが首を家に送りし且
其式(きしき)の前をとりて首級を取て送り返しに正行
是を見て悲憤にたへず自害(じがい)して自殺せんとす
母制止していひけるは汝の父汝をして櫻井の駅にて
しむる汝何の為にて幼年にして是を汝に教へしぞ
死後に至て事をあやまれと教しにあらず是をよくし
孝成と誓(ちか)ひ華人の後(こう)賊(ぞく)臣(しん)を討滅(とうめつ)し王室を再興(さいこう)し
父の志を継しめんとの心にあらずや我汝に今此言を
かく遺(こう)言をしてかくのごとき死を同くせん事忠孝の

其行あらはれしかば正行これを不便におもひ涕泣(ていきふ)してや
むことなかりしより越後(ゑちご)殿(とのも)常に弓剣を携へ軍旅の
容(かたち)をなさけ北方(ほくはう)の勢を防して則ち足利
将軍の首級をとりて其首をきられ我敵となるとても
いたく我敵の首級をえて父の仇(あだ)胡家を補(ほ)翼(よく)し
父の志を継(つが)んと思ふ心で志ふかく忠を晩年に成人して
其河内累代(るいだい)の臣人と共に軍旅をもつて師を起さんとて
其別にして其の時の用兵(?)合戦あまたしたりし
度々数人(すにん)これらに父判官に代(かは)りし逆(ぎやく)を(中央)して細川
顕氏(あきうぢ)山名時氏(ときうぢ)に対し大いに是を敗(はい)せしむ事をもて
いにして一度も敗(はい)軍(ちく)の事なかりしより南朝の王室日に
かたむくも正行一族(いちぞく)の郎従(?)後の功をたてられし事を知らず
正平四年正月死んを決して京師にて(?)尊氏(?)震(しん)慴(せふ)し
執事(しつじ)高(かう)師直(もろなほ)師泰(もろやす)を遣(つかは)して是を拒(ふせ)がしむ一たび(?)兵(?)を
八萬余騎(よき)にて四條の縄手(なはて)にて正行摂(せつ)の窪(くぼ)にて
合戦(かつせん)す正行の兵(へい)仁木細川千葉宇都宮の(?)
兵を合せて是をつきやぶりて更に其是をかけへだてて正行

あらか戦て大に覺を賜る師直為に事あり土岐蔵人太郎
なりしものミつから師直と称し押よせ來り蒙没せし
一をなる然るくりんと思ひ西へ行と山の前をよりて大ふ山のゐ
ものを眠りて師直てあらせて知事を知く恐らくおそく退り
師直事まはりく色に時に酒のま四郎といへるもの議かの
手に入れまいて手引術せてなら猶其の外し土岐のかに行を
射られ矢其をて当てたつ事云一筋に深く己の所中なりて
たきをきんとまて行新云の手ふ以らしとて会ゆの正時と
共ふさし遠く死まて家僕て二十六歳とつて天下しぞ
こみちーし情れもの色んかしもんにも世者を感しそ死去
おしまれといふもなし

文三葉の子佐野田余一が忠の帰るなり治承の年右兵衛佐
頼朝公此遠国て軍の時義忠父子とて行すれ八月廿三日
石橋の戦て佐奈田義忠ふ命して先陣たらしむ義忠悦を
蒙りて畏て御前を立ち文三を招く義忠不肖の身
なりて多くの中にも撰まれ先陣の御をを蒙る
事ち矢とられ身の面目をさるられ事やあるべきはれぬ

今度の戦ふハ命をめまらりて戦ふへしと思ひて帰る事なき
ようあらし迚とく思ひ定めよ亡き女なる君二人のをさなきハ君
おもも世乃ありんかきん殿ハいかなりん殿の東山乃奥ふ隠
し参らせ佐殿の世てならんを待たくまつるへしといひけれハ
文三申なるハ我の二葉乃此時より君ハむまれさせ給ひてより
いつか君を肩てのせ廿日あまりとこときこそを深く入りしなひ
てその人てそくれなりん事そのみ我かれた数ハあらし文三
葉の家のおまへ十七才の君ハ入たて主命とて先陣の什て死んとの命をき
賞たりなんそて育て守の共ふ逢わくはまかし何る人ゆへ佐野田
余一の宛没てハ恥ある家をのて残しかれ文三一家のいく得との
気をいふまんとて主君見捨て夫婦たりとて人の中ふ出む
ことも恥しからねた狐の事をハ旅の行く佐々の一とて三郎丸と
いふ幸をまひらせく中会てその後のうらわれかくて
南軍入乱て主従戦て来りつゝかられ主此余一ハ其を入乱て
振舞しいて戦死したり其後文三すでかくとも志つられ
しても残はかくそていかにもなんと主君の思はきを思いやハ
子嫡を三郎を育成を見よて主此余一を眠ふ討遣ぬ今ハ

継の為子の親にまみえて子に命たまへんといはしむ。ハ
文三申候ハ是非に事をの継子の命を請れて
子を申侍らすあらいはゝ八郎等をもちて何のかいかせん
自殺て討せ給へハ継の為子の命を永く助け給へ
まゝの継にはかをしなかて迎給ふとて遂に是ハ
重成の郎等共も嘆て飛剣しつ。ハ文三か好んて八人
して終て討死してけるとなん是

孝を成しめし吉此道あ学て信し男は
踏(ふみ)行(ところ)死て争れ非はる義成実に名
義を守るへし志士無己欲し報事を
人は及ばれ己欲せされ所を以て人に及ほし人ば
恥しめて我男子其兼ぜし誠め成る

国家此大事にあたり命を捨る事将(きし)にまかせ
子にありたちまち危難(きなん)男に迫(せま)りても死を
以て見る男子数して仁義を守むる事を思ふ
無じ生をむさほり事(こと)をなまじへ義不当ても
男を愛し恥を顧て其事を恥て男子の本意
にあらざりいたるなり

論語曰孔子曰篤信好學守死善道

又曰志士仁人無求生以害仁有殺身以成仁

高橋紹運(たかはしせううん)ハ豊後の里代(ろいだい)大友家の臣として筑前國(ちくぜんのくに)岩屋(いはや)の城を守
られ命ハ大友家やふれとして是れハ天正十四年

七月薩州の太守島津修理大夫義久数万騎の兵を
催しけして将軍の岩屋の城をせめしかば、これ
岩屋ハ要害の地にあらねば宝満か嶽へたてこもり
て防戦すべしといふものありしかど、将軍これを
きかれず、援兵あるべき軍にあらねば敵におそれて本城を
たちさらんこと、あるまじとて、この城をまもりて
わが境の地にしてこそ是をまもるべけれとて、義久の
おびたゞしき大軍城をかこみて、いさゝか攻むれ
ども、かれよりも防ぐことなくよく城をまもりけるに、
義久の士大将新納武蔵守忠元矢文を城中に
いれて、かゝる要害の地にてはあるべからずとて
城を開きて本領をたもたれよといひけれど、将軍ハ
いかでかゝる事にしたがはんとて、大友家にこゝろざしふかく
らはんまでもとて、あはれ大友家をまもり通して
切支丹を宗とし政教衰廃して一家此国をうばふべき
これ古詞に一張一弛といふ、此城をまもりて義久を
ふせぎしかば、是ハ将軍の心にかなひ中ハ高橋か家

にて麻生外記といふものにていはく、今度将軍とても
かゝる事にてはあるまじ、たゞ城を明けわたされよ
と申しけるに、将軍いはく、細川高国・赤松政則とをいへば、清長が時代に
おいて古の細川高国・赤松政則をはじめとして、今川・武田
両家の尾張子大内家一たびはおこり一たびは衰へたれども
いかでかかはらん、将軍の時にならびて、誉をぬすまんと
て降参をなすべきや、大友家も大将頼朝卿の時より
して子孫国をうけ継ぎ、今に日向の軍にやぶれし
とは申せども、二心あるものは多くあらで、いかで裏切るべき
されど今は秀吉公大軍をもて九州をすくはせ
給ふ、薩摩をせめ、いまにしては島津が旗下をのがるゝ事も
あるまじ、いつか勢をあつめて裏切の徒を見て心にかけ
ざる弓矢とる身の恥辱なるべし、人は情をしらざるべき
事也、松寿丸は将軍の末なり、人生は朝露の
日影をまつがごとし、たゞ永く世に残らんものは名誉のみ
なりと覚えしに、猶て将家は佐らしめしなる義を守りつ
これは忠元もよろこぶ事なりとて、外記とは又のか

されバ信運あつてむかしれ詞戯せし人やあるといひ
あへてむくして我俗家に生まれて荘厳寺に僧となり
子し されらは信運を宗とし念も居を我心院卯として
ねらひかくるかされハ今もちからなし攻よせて宝の父大軍
団数をもよふしかかやけむハ静寺出して攻たれバ寡兵
城中にのみ籠て思ひ防戦すれ共されハむなしく防て
ふせぐされバ衆寡敵ぜずしてあゆれみし信運江渕
三浦黒岩などいふともがらに知らし女童ともに我殺乃
身がぶがゐしとて尽く刺殺し行年三十九歳頭を
我心房のうへししかハ数も多く我城をもちて八百人の
士卒一人も逃ちらず皆我死をとげにしきかかる
信運の働きのりにあらせて一封の書ありて備中鞍数と
書れたれバ殺之よりて披見して今我俗家をもと絶
今後の悼りなきよしにそ其名を残し後の代に別て
一子乃出すて大友家にとりて名を人に知れて中務輔
弟ともされ雷将を殺しなるよし人を殺させもいかがのわ

うまいかゝんてむし妻まの菟と竹遊坊がもとへ
めしよびてまとしとく僧を供養し葬礼をとり
行ひ壇の塚を築き長久寺を立て霊を弔ふしされバ其我を
惑せる回風なくて武者ども焼香して滅なし
て餘多ありけるとぞ
松本藤左衛門も会津に生れたりしが藩を去て浪人となり吉田
久之進といふて会津の城下車傳左衛門に仕て近年二百石俸を
因幡守の安藤が家に召抱へて家敷を賜てて実教太郎と
傳左衛門がおとうとにて車と安藤とは縁有て及ぶる
実の倅も居るに我にふらぬ様にとくなしで車を
家に請ぬ久之進供して被打負人の筆論のさわぎも
しこて慄く家に諸事の車を居て世話にて承るとも
まつ次の省に御ね有の様子はてろすこれくや其久ん
我見て関兵衛いりしてその事ハ主を酒のまれをすよれハ
おあられ久ろ子然能くよしと形のまゝと火の座に眠く
あかもて此ん然る後実よろしれて火の気無く久之進を
つにをばいてあやしく思ひ眠まして居かれひ

居たりしが夜になりて座敷の戸をたゝく音しけれバ安
心もとなく襖間より見るに白人二三人押入けれバ
それハ何事ぞと思ひ出て行けれバ車八を取あ敷が
家に入て久三郎も押続きて内に入り更て其のうち
内に二ツ三ツの刃を以て安蔵を切る安蔵の子傳左衛門
後より車八を切る久三郎走り出て傳左衛門が頭を切れば
婦甚だあわてて火燈を消す時安蔵が女房も出合て切立
られハ久三郎左右の手に二三ケ所の疵を受ければ終に
車八は安蔵を討とめ又傳左衛門と切結び傳左衛門が膝を
して安蔵ハ終に死せりと心得て其後は逃て家に帰れ
まくあくる日一類を集て車八兄弟の敵を討て死たる久三郎
是非なき次第にて是を訴へ申しければ
刀を久三郎にあたへ此刀ハ當國の無定といへる脇差
思ふまゝに討たるものにて汝にこそふさはしけれ
たる程なり久三郎ハ孝にて褒美として
宝永五年の夏黄金を給ハり役義も勤めて召仕はれける
其後は孝行の聞え高く世に誉れを残しけるとぞ

國人其孝行を稱して親のためにハかく死をもいとはず
よき子ありて幸なる哉と萬人しうらやみ
ほめて孝子と云ひし

祭義曰曾子曰君子之所謂孝也者國人稱願然曰幸哉有子如此所謂孝也已

備中國淺口郡柴木村甚助母に事へてよく孝道
をつくしけり母それのみ居ける事をよろこびて
甚助が諸事の心を用ひて居たり甚助必ず母に先立ち
孝行ハたへまなく朝夕の食事も母にそなへ
食せしめぬものは食はず母もまた食せざれハあとの母の
食せざるを見て母の心を安くせんとて食しけれハ
夜も食せずしてあけにけり母いよいよこれを喜びけるとぞ

蓆をしき冬ハ温まし夜ハ涼くし母につかへて孝をつくせき
孝をこゝろつくしけれハきこえハあまねく孝子の
誉かくれなかりしが其孝をかくして母と[illegible]
側にあらて夢にも食ハいたさず[illegible]あれハ床よりかけ[illegible]所
あれハ側をはなれず[illegible]あれハとく起て[illegible]
母の起居を扶けて往返起居ともに[illegible]事まで
までに母の心にかなふやうにありし事ハ[illegible]
此年ハあまりけるに母のつかへ[illegible]母ハ
すゝむ事ありしが八十余歳にて病[illegible]の
人のよしと云ふ事ハ母喜ぶるハ[illegible]を[illegible]て我も
こゝろをさなき事なれどもそれと人の母ならへ
ハ我も人のことく楽をさせあらしかれバやかて[illegible]
仕へきとて一先父[illegible]せし時兄と[illegible]田地
をのこしあとへ[illegible]て後兄[illegible]ハわが田やせ
て[illegible]田あしく[illegible]ハ[illegible]貧しき[illegible]
ゆゑて[illegible]兄の言を[illegible]さらに[illegible]
をわかたれ[illegible]にて[illegible]兄の[illegible]

里人これを孝の感応なりとて以て里ある[illegible]胡麻をわける
事[illegible]小時[illegible]人これを[illegible]
とれ[illegible]の思ひ[illegible]しかハ[illegible]事も
又[illegible]しおとろ[illegible]なくて[illegible]
て一村の胡麻[illegible]流[illegible]早して[illegible]或ハ[illegible]
たる[illegible]の[illegible]人の田[illegible]ことて[illegible]
[illegible]の田の[illegible]の[illegible]
[illegible]貢の[illegible]
[illegible]人て[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]を合せ
[illegible]
[illegible]孝をせし
[illegible]なる事[illegible]
貢[illegible]子[illegible]ある人
[illegible]の[illegible]田地多く[illegible]
[illegible]の[illegible]

孝行に及候人多からんハ思ひもよらぬことなりやむ
つゝしみあれ人きゝてものいふに一邑の人乃辞皆一口に
出るかことくなるへし

父母の慈愛を思ひ勤労の労苦をつとめ
孝道をたすけ身を清らかに慎み是を力を用ゐ
ものいふ身を修め家を齊へ人と交り仁をまもる義なり
安し誠心を尽し国家の為に身を尽す事を
学ひ官に進て君に事を行ふにおゐて功労を勤め
いよ道徳人に加て爵禄身に優て家名を揚る事に
至る父母の恩を報するハ是也と云

孝有三小孝用力中孝用勞大孝不匱

従三位小野篁卿は参議岑守の長子なり。父岑守に
従て任国陸奥におもむかれしか弓馬の術をのミ事とし
して父のゆるしてある学業を廃せられしかハ
嵯峨帝聞召て岑守の子として弓馬をのミ好む事は
まことに慙愧して学業を勤られけれハ後には
しかハ文章詩賦当時に冠絶し学業の道博く
たゝむつかしきことまで父母に事て孝をつくしておはしましけり
天長中父岑守身まかりしかハ篁悲傷して
深く哀毀礼に過たる事ありしかハ俸禄を
賜くも親族にまつらあたへて貧窮をまぬかれしめ
兼ねて遣唐副使たりし心のことく承ける事ありけ
しかハ病にかゝりて申されし時親おいて身まかりし後ハ
みをとゝむ新たに匹夫の孝をつくし
のちにいたりて父母に事て孝養の力を尽されし
ことなりけれやとそ

天地萬物を生ずる中に人ほど貴きものは
なし父母より身を全うして受與へられしに
さるを我や我が名を先として身を損ひ
かへりて一生を全うせずして父母に憂を
かくるなり

曽子曰天之所生地之所養無人為大父母全而生之子全而歸之可謂孝矣

布袋屋与兵衛といふ者京都二條室町の富家にて時節の
移りかはりを知らず身を損ひて重病にして
小学の書を好み讀て孝道の手本とすべき事を書あつめ

病をうけてなげき身を損ふ事たび〳〵なれば孝心厚く
なりゆき酒を好む父母を諫て戒むるといへども
うけ入ず又はあしき事を好む事を
やめ酒色の欲にふけりてその人となりて其の悪事を
好むは父母の恥をもふくめてすべからく二條堀川に
正保四年此妻と夫婦の父病て詠めける事を
まかせて醫薬飲食をつくさざれは起居
出入母これをたすけ日夜いとはず
ほかに身をつくし臨終のおもひ病あつかひし六
三とせを經て父死て身を終るまで致哀せし事
いふまでもなく家事を外にしてつとめし一周忌
このかた居て母を見ゆるにかはりなく孝行して
十月あまりを經て母もまた病てうせぬ
一夜泣き悲しみける此の喪をつとめ
て四年のあひだ居をかへず哀戚の心をつくし
たれ人もその孝を感じ人家に傳へられけり
おし人宗師をまねて菩提のために居て

四つくる事ば葉とせり 年六十に越たれどなほ父母を
しだふ心まことにふかく 如己みて同人の友あり 惣て
いふべし 人の子の中に孝行の事を継ぐ念なし
父母此のことを以てし 我身能くば八幡て[illegible]いふものを
人の身ばけの[illegible]孝めし中に思ひ兼るの外已にあり八
大なるあやまちなし とうつれる身ば能る[illegible]
父母なきにひてやすく[illegible]事あるにをのくしつもね
為し 近宮の家の名 年七十もて身にの[illegible]あへるのて
て進ぐしてまだ此内父母の墓にまゐて葬らるめ給

我善事あれハ親に称して人の為にあらず
さうれバ云父兄過（あやまち）あれハ己の過とせ云て親乃罪
過（あやまち）ば我にきへのうれ

坊記曰善則称親過則称已

祭義曰士庶人有善本諸父母存諸長老

小像相列 祖（せんぞ）の位系（ざざい）ならびをのんと親みとさとりて孝の己
母までのくなんど祭をうけしを供（せいよう）まうくいたらく悦ばせ
ある日いまの事て後立て彼位をうやまんわしせしか
孫てこのかわしまへてみだりなく薦め奉わいやすく
然て塩焼して祖の頭ていまく我か子の為がて家を
敬（うやま）ひ給ふ一心の祖かへりてこの祖ともやく礼わしく拝ば
徳しぬかへしとりて祖門参ちて来で彼位をもて同じ
しはて位を移るて弾のほく待てはらとうて祖の孫人を[illegible]
祖の母も争ひ撰まれ事しあらんにそしもやくやへ下と
いはゆ彼位ことくくまでの通まくは外母の中の中せん事
備（ひな）ことの化とて座供してまうべ位乃縁あし祖の
思へらくまあまい不孝し飛ゆる為への上と流刑（るざい）つれしき
せし所へ害にまであら彼母をも立てまう事の[illegible]
徳にく祖のさ悟も仲なる八まれ先まて無事やうくめた
何礼までかくとあらぬすやぬ誠あるさ彼おうたん中

しかて継母ハ偽りたて如何我か子これを殺さん
としたる事ハいかに彼まことに罪なし我くまてゆるし
かへとて涙を流しやられハ継母又彼孝行に感て継母より
母ありたまわれてこそ三つの子とも寒からんといひ
他に移しやれ今追ハされたまて此母なられの服ちを
家子これをうたらつれかとやかかりけれとやんまる
家ていつまでも敬への孝を母ておかしむるまく作らせや
されハ我らもたかとてもしや知らぬハ継母の因なりて深く
貴敬しあひて厚く寵遇ありしとなん

父母己を悦ひ愛し給ふ事あらハ身を慎み
まよく孝にてわするゝ事父母の教誡又ハ悪くあるとも
事あらハ身を我ら憚れかくて於我れハ少しも見へさる
かも怨ゆることなくハあるへからん

祭義曰曾子曰父母愛之喜而弗忘父母悪之懼而母怨

奈良弟知麿ハ大和国添上郡の人父母に事る事ゆゑ孝を
つくし一生實人にて更に心に背ぬ事もなくせしかハいかなる事も
人にも事れとも行れ事なく人にも孝友なる事ハ
称せられ奈良にして好ましやく身ちのかしかハ父母乃妻を
迎へしに此妻弟知麿を悪みて打ちにて父に向ひてあ
しさまにいひおせしかハ父も言をききあのひてその日より入
ことなかりけるとかしの弟知麿ハさしもうらみたる心なく
孝養いよいよ篤かりけり和銅七年弟知麿が孝行を聞しめ
させ給ひて三史役ゆるして身を終るまでめくみ
一言此間も父母我わするれさまハ於その行のさ
悪言に出る事なく一度足をあけて罵る

父母の身をそこなへ時ハそのつミ甚しきなるべし
わが身も人にうしなハれてはずかしめをうくれバ
人怨をも招き我身のミならず父母まで恥をあたへぬれ
ばつゝしむべき事なるべし

曾子曰壹舉足而不敢忘父母壹出言而不敢忘父母

贅者安兵衛ハ陸奥國大沼郡伊南郷の者なり
家まづしく母親年老衰して立居もかなハず
長兵衛ハ家に三線の藝なとしてかせぎ村々里々をありき
揺(?)日をくらしけるが孝のあつく母をいたハりていとまなく
ひまあれバやとハれてはたらきけるが其所(?)を

よりそひて母の心をなぐさめ人の情をうけて出る時ハかならず立帰りて
母をも御見舞しけり人々も感じてこれを父母のごとく
思ひてかの家にのこしおく人を頼みて歸る程なり
からだ弱きによりて夜ハ母のそばにふして介抱しけるが
清水に薪をとりて歸る道にて父母のため
ゆく薪をとりて賣てハ米をかひて父母のせなかを
なでさすりて夏冬にも心をつくし
かさねたるうへに母の物語などして父母の心を
慰めけるを彼の者どもは只見まもりて川を越へ
あれどもいつも川をわたりて母のもとへかへりてくらし
まことにふしぎ人とも見えず人ハ揺(?)たる事を
おもしろくおもひたれ共父母のなげきを
いかにせんと兩腸の夏もいのちせんとやすらふ
まことに其中にも母をいたハり
いつも一たびハ此所へ立かへり事ありけるとぞ
古語にも人の一生ハ善ある事を人ていふべし

すでに歳なる前日のきのかゝ貞まつりければ孝成比まのを
述て感せさせ給ひて明暦三年の秋まで爵を賞
し給ひ為親及長並て月俸賜りくれ其ばせ給ふ

父母を養し能事ずして以て奉る孝を致せさ
給ひ犬馬ぞ近来ぞ給ふにならし孝子に私の楽なし
父母の憂ふる所ハ是を憂へ父母の楽む所を
是を楽むべし

論語曰孔子曰今之孝者是謂能養至於犬馬皆能有養不敬何以別乎

大戴禮曰曾子曰孝子無私樂父母所憂憂之

父母所樂樂之

仁明天皇御母檀林皇后のおはしましけるに冷然院にいらせ
おはしてハ孝をむねとし御階にて拝して出車よりおりさせおはしまさせ
給ふ時もまつ遠くして拝まて見えし給ひ行幸の儀式のごとし此甚
給ひのとくくいとせなりて太后御所なる八の御家の内にあらて
給ふに男の出入せ給ふによりて知れをみえ人今日出なりて階の下に
まつ出車にて出めして儀式を見まゐらせ人とあわし(?)天皇出御
退給ひかけしにと太后仰せありしかハこれ藤原良房公を召され
いかさまにせよとありて見せおはしまへるをたへて太后の仰のまゝにと申れん
トしきれ今も出すに及ハせ給ふへく出階のまゝにておはしまして出させ
給ひて今も法もやかれのふつくさまにて出御ありしをあまりて見え[illegible]
見まれ人には源を謗しくとそ
此條武蔵守泰時か猶子の執権[illegible]時の長子なり義時
華して泰時代て執権しける義時の子なれば…肉て
泰時それを孝子なれとも…
御事泰時ぞる…

子たるものよく孝を尽し 如何に義時の事なりとも父の
意にしたがひ 父の心をうけて心をつくし 諫争すべし 是を
以て いかなる時も 諫めて 嘗て 泰時の宗親 悪しき事あらば
よくいさめて 諫むる事あらば 八二位の尼公を以て 諷諫せし
事を 父に言はざる 嘗て 父の事を諫めん事を もとめて
しかれば 泰時に 善く用ひて 其の事を もとめて 孝子の
於ては 諫言を受け 宗族の事に 泰時の孝を
おもひ 其の事を 行はれたり 諫む 姉妹の時 しても 聞くべし
たれか よく 諫めて 父の意に 叶ひ 成る 事を
御政せよ 其の事は 泰時の 尼公の 心にも 叶ひ
思ひ まで 嘗て 泰時の 事を 知れり
ゆゑに よく 諫めて 大に 列国の 諸侯 これを
学び 其の 政を よく 行ひ 泰時の 名を 称しける
ためしなり

父母有長不道違諫し 過を諫めて 争ひ

諫して其言入りて其事行はれなば
巧に変じて其事をあはせ心にて諫めし其
事を我がものとしてあらはれて其の父母の名を
まもり善きに導くべし

曾子曰孝子之諫達善而不敢争辯争辯者作乱之所由興也孝子唯巧変故父母安之

小松内府重盛公は太相国入道清盛公の長子なり
おりしも父入道悪逆を行ひて沈香を焼
るは是も父に諫め申して父の心を諫め
しても聞かずして道にそむきて
かしこく諫めて父の悪を

なかりし故時に藤原成親かしこき人なり平家を
追討せんとしの院宣を乞ひのた
党類むほんと称しかいかに深き
なくてこの事あらはれ徒党の者ころされしを
ますます入道怒りやまずして法皇を王命をも
一身をかろんじて天下を我物に海内をたひら
にして君の御代をなしかたむけたる人
いのち僭しやといのちの国を乱れさせ給ふべき
嫡子なる親の後に法をまもりてたゞ
よくも家の一門おほせられしとの法結構にして
口々も程の次第あれ此事にしてあら
それ入道安穏ならん事しや給へる変をさ
殊にせば狩法皇を鳥羽殿におしこめまいらせ
太かな院中の官法の思ひきわめ瓊よりませ
馬に鞍をおかせよの所にて事の旅にいかなる
一つの人こゝもろ矢とりおろかしきよ
なかにも先ばかりて大に驚きし彼今の様へ弓を

入道聞てはらをたて双眼より涙を流しさめざめとして
やすされたるは悪を知るものから人倫と思ふべからず
さらばとて鬼畜とは禽獣は極武にて皆此御後
ととゝ申せしよりちかうは宮達のちくくりて下国の
父頼をうらみもゆるされずそひしに先祖のいまさ
謀叛位の例をむすばせし太政大臣をきはめさせおかし
ますます驕父をまて暗愚なるの身を以大事は大将て
任られはまつりて莫大の悪逆をしつくしてわにに見ば
かくふみなきと思ふ事神罰の宮てをむす
なかにし栄親にての者に乱国の社稷をもはれりん
これを退て事此よしを諫しかれ君の政をもなれ
いよいよ悪を恣しは人のなすこと仁義にしたがはし
たゞ偏に神明の冥慮に叶ふ君のためにも思はるべき
此事なかりせば此事思ふべからずんば今に宮を
そいてハ此後はいよいよ乱れ君に忠をせんとすれバ
父の恩を忘れ父に従へバ君にいかでか仁を不忠なれ
きと申されけれバ中々その言理なくして出る事ば

起し給はゞ只今重盛が首をはねらるべし其上君の
御をきてをそむき奉りて謀叛おこされなば入道殿ハ先を図
らひつくしたるも中々事も今くや身のほどもなく入道の年
老ぬる惣命いくばくもあらじ子孫末代までも
永く栄ふべき家をうしなひ給はん事
人臣にてそむき奉るハいたづらにて内府の
もとより此事を知りて入道殿をいさめ
させしも内府殿の思召けるハ入道数々の
人をおそれしませハ又かやうの事も起りぬべし
きこしめしたゞ君を御守りしてこそ天下ハ
おさまるべき我をもれ中思ひけんとのそいはぬ
心もれどもかくれなき事とて常に
さはがしき人の心にハ仰の下にも聞ゆる
おもむきも継波(きんで)嫉(ねた)みの心(くらきや)
姫として喜ふことなりけるにたり さりとて臣の
その身まゝれ小松殿へとあつまりて入道ハ
入道の事なども思ひけんおそろしき入道殿今も

せんかたなくて事起らむことハまことに生ぬ心のうちやさ
つくりして心をおさへあくれ念仏して居給ひし
が入道の縁なき使者まゐる事起させ給ひけんに
法皇を図し申すべきよし又大小名の者まで
軍の催促あるべしと申されけれ大将
なれバ兵をあつめ事あらんといひける其命ハ又
背き難し重盛如何にて代れハ御恩をバ忘れ
やうの御心にて奉公せし身なれバ内大臣の
重盛内府ハ世の様なる沙汰もなき仏道にて
をりける院宣の趣をよみて奏聞せられけり
とにかくもお計ひ候へとて
されバ先重盛が仰ひて事ハ勅定なれども
いかにして父にむかひて異見の趣をさ
入道殿の逆心の事をしも止めさせむとて
といふべき子として父にむかひ御やうなる
をさせまゐらせ事のならんとおもはれけるハ
かなしき事を深くも重盛されハ内府のせり

おハせし内の守りく深とゞめおひしかハ入道敬ひさき
のちの暴虐ハなし諸人も世も静かなりしといふ

孝経に妻子に違ずといふことを細やかに時より父母を
主として従ひ妻子にみえて
お宜れ家の家族に戒め細し子たちの
二ちの妻を家に善しとされけり父母従ひ宜れハ
出せる子に妻を離さんとせられしも父母の家に
事ふるの始めにて時なる男の従ひぬまゝに夫婦の
禮義の道のことわり

内則曰子甚宜其妻父母不説出子不宜其妻父母曰是善事我子行夫婦之禮焉没身不衰

会津小田町の某といふ者七十にあまりて父母ふたり
ながら存しけるに其父母齢八十にあまり
ぬれど朝夕に仕へて孝養おこたらず衣服
飲食をたしなみて心を尽しけれハ人々
しるしくハかねて心をつくしけり
ねぐら母の喜ぶをみて傭れあかず
合点の行きしものあれハ菓子をもとめて膝下へ
持帰りてまつ父母に喰はせ母の喜ぶを見てよろこび
より後ハ明日の事を思ひ煩ふ事なく暮らし
或時ハ山にのぼりて薪を取り又ハ家の業を勤めて母の
命を慎しみて父母の心を安くせんとて母の
生計を立て酒を好みて父にも供へ
食事の世話をして孝養を尽し
仕へまつりし程にかの孝子ハ村の者にもほめられ
傍らの人もみな母の事をあはれみけり

こてうとんせられものありし二條の探題あつかひせらく
事母よしとせられして他へ入とや母上老の嘆き[illegible]
みなれは喜ひ[illegible]をまつり母[illegible]思ひ業たくれまゐらせ
ほん心なりかなれや母[illegible]ときし[illegible]
そむきて[illegible]くてほれしに[illegible]のよく[illegible]背き[illegible]
よしりれなれは[illegible]にいふやうにて
なは老の心にて[illegible]やせんと今[illegible]てなりて
[illegible]出しぬまで一つ[illegible]を同会せて[illegible]
[illegible]なやみなく思ひて国[illegible]
かひて[illegible]わしか[illegible]母[illegible]
まゐらせて[illegible]
[illegible]人の[illegible]事とて母のんを安きうか
かまく[illegible]

父母存生のうち孝行をすれば名をあらはし
父母の名をもあらはす事は思ひ孝子なり

こし不善をなさんは一念[illegible]は父母のため
[illegible]事は[illegible]事を[illegible]
まりてなし[illegible]あるへのうれ

内則曰父母雖没将為善思貽父母令名必果
将為不善思貽父母羞辱必不果

財部遊継磨の[illegible]のよく父母に事て
孝行[illegible]日も[illegible]
日も[illegible]父母の[illegible]安ん
し[illegible]父母[illegible]
おいて[illegible]磨[illegible]
墓て[illegible]朝夕て[illegible]の[illegible]
[illegible]道[illegible]父母の[illegible]

おり姫ぼしあるハ父母にしたがつて孝よのこゝろ
然されハ天帝宜しく此人にこそ彼の孝まして彼乃
所しきて接續しぬひ事縁者の方名これハやるべし
勅命有て牽牛しあれ位ニ階ニ叙せられ
年貢史役とりたてゆるされ給ハしと人